
第五次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について

第五次環境基本計画の点検の 具体的な進め方について

第五次環境基本計画の概要

- ・環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。
- ・計画は約6年ごとに見直し（第四次計画は平成24年4月に閣議決定）。
- ・平成29年2月に環境大臣から計画見直しの諮問を受け、中央環境審議会における審議を経て、平成30年4月9日に答申。
- ・答申を踏まえ、平成30年4月17日に第五次環境基本計画を閣議決定。

現状・課題認識

- 我が国が抱える環境・経済・社会の課題は相互に関連・複雑化
- SDGs、パリ協定等、時代の転換点ともいえる国際的潮流

持続可能な社会に向けた基本的方向性

- SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化
 - ・環境政策による、経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション創出や、経済・社会的課題の同時解決に取り組む
 - ・将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく
- 地域資源を持続可能な形で活用
 - ・各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指す
- 幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化
 - これらを通じて、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）を目指す

施策の展開

- 分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定
- 環境リスク管理等の環境保全の取組は、「重点戦略を支える環境政策」として揺るぎなく着実に推進

我が国が抱える課題

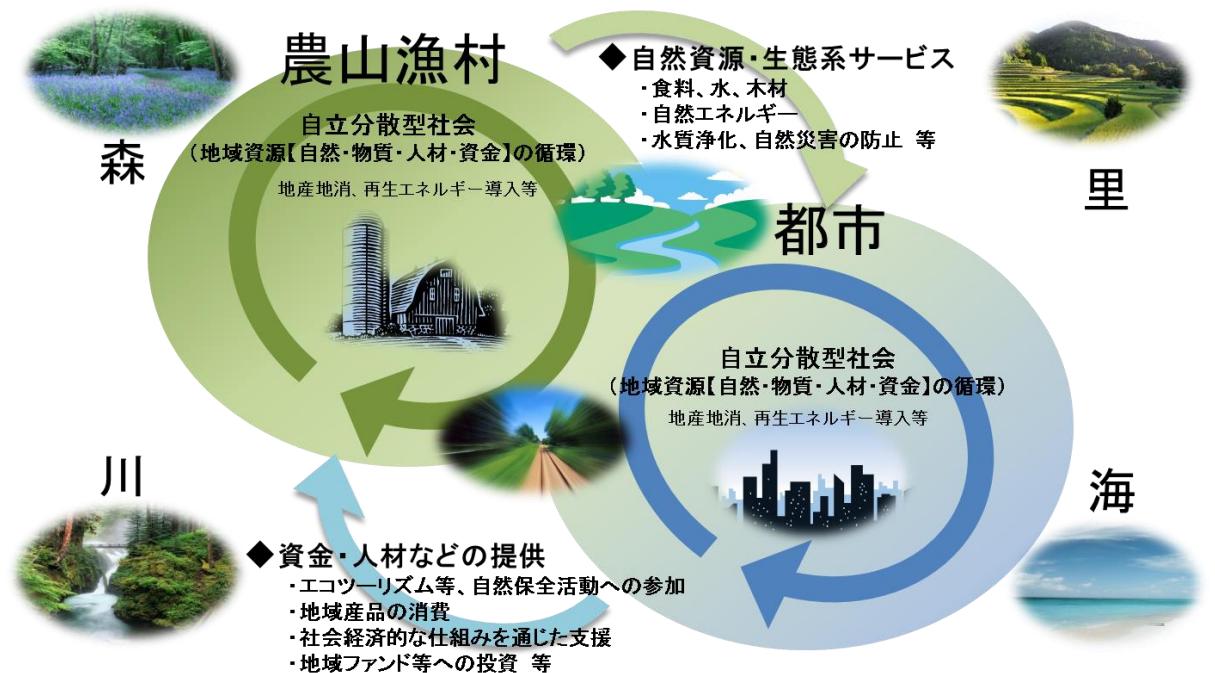


国際的な潮流



地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
 - 地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
 - 地域の特性に応じて補完し、支え合う



第5次環境基本計画の点検の範囲と重点的に点検を行う分野の設定

【点検の範囲】

- ・第2部第2章「重点戦略ごとの環境戦略」
- ・第2部第3章「重点戦略を支える環境政策の展開」
- ・第4部「環境保全施策の体系」

【点検スケジュール】

- ・1年目（2018年度） 点検の準備
- ・2年目（2019年度）【第1回】 各部会による各分野の点検
- ・3年目（2020年度）【第1回】 各部会による点検及びとりまとめ
総合政策部会による全体的な点検報告のとりまとめ（中間的な点検）
- ・4年目（2021年度）【第2回】 2年目と同じ
- ・5年目（2022年度）【第2回】 3年目と同じ（最終的な点検）

→第1回点検、第2回点検において重点的に点検を行う分野を設定。

（選定の観点）

- ① 各分野の国際的な動向、国内での今後の施策展開のスケジュール
- ② 第五次計画が提唱した「地域循環共生圏」の創造の効果的な展開
- ③ 個別計画が策定されている分野においては、当該計画の点検項目、スケジュール

* 個別計画が策定されている分野においては当該計画の点検内容を活用。

第五次環境基本計画の第1回点検分野

【第2部第2章「重点戦略ごとの環境戦略」の第1回点検分野と担当部会】

「重点戦略」	担当部会
1. 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	
（1）企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化	総合政策部会
（3）金融を通じたグリーンな経済システムの構築	総合政策部会
2. 国土のストックとしての価値の向上	
（1）自然との共生を軸とした国土の多様性の維持	自然環境部会 水環境部会（海洋環境の保全、健全な水循環の維持回復の部分）
（2）持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり	総合政策部会
3. 地域資源を活用した持続可能な地域づくり	
<環境で地域を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築>	総合政策部会
（1）地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用	地球環境部会 循環型社会部会（バイオマス資源関係）
（3）都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり	総合政策部会
4. 健康で心豊かな暮らしの実現	
（3）安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全	
・健全で豊かな水環境の維持・回復	水環境部会
・化学物質のライフサイクル全体での包括的管理	環境保健部会
・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進	水環境部会

【第2部第3章「重点戦略を支える環境政策」の第1回点検分野と担当部会】

「重点戦略を支える環境政策」	担当部会
1. 気候変動対策	地球環境部会
2. 循環型社会の形成	循環型社会部会
4. 環境リスクの管理	
（1）水・大気・土壌の環境保全 （大気関係を除く。）	水環境部会 土壌農薬部会
（2）化学物質管理	環境保健部会 土壌農薬部会

【第4章 環境保全施策の体系の点検】

環境白書の取りまとめを通じ、「環境保全施策の体系」に係る取組の進捗状況の点検を行う

第五次環境基本計画の点検報告書における指標の表示方法

- 第五次環境基本計画の進捗を測る指標の表示方法については、指標検討委員会での議論も踏まえ、以下のとおり整理する。
- なお、点検に当たっては、第1回点検分野に関わらず、6つの重点戦略の柱ごとに設定した指標全ての指標を活用することで総合的な環境基本計画の点検を担保することとする。

項目		評価の基準
基準年		2000年 * 2000年時点のデータがない指標については、2000年以降の最古値
評価期間（長期）		基準年（2000年あるいは2000年以降の最古値）から最新値までの期間 * 評価期間が10年に満たない場合は評価なし
評価期間（前年比）		前年度からの単純比較 * 前年度値がない場合は直近の値との比較した上で、留意点にいつとの比較を記載。
「横ばい」とする バウンダリー設定	長期	基準年から最新年までの期間で1割（10年以上の場合のみ）
	前年比	1%
表示方法（マーク）	定量的な指標	3段階の色付き矢印（ ) * マークの色は、望ましい傾向を青、横ばい傾向を黄、望ましくない傾向を赤とする。 * 目指すべき方向性がない指標、データが不足している指標は評価せず「—」とする * 「目標値を定めない」ことから、「何をもちて低水準とするのか」が決まらないため、増減幅（レベル）の表示はしない。
本手法が適さない性質の定量的な指標の扱い		留意点にその旨を記載する他、目指すべき方向が定まらない指標については色なしの矢印を表示する
他計画で目標値が設定されている指標の扱い		留意点にその旨を記載するが、目標値との比較は行わない（その他指標と同じ扱いで評価）

重点戦略の進捗 (第1回点検分野)

1 持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築

(個表) 1 (1) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化 (環境ビジネスの拡大)

(計画のポイント)

環境ビジネスの更なる拡大を図り、我が国経済の牽引力とすべく、環境ビジネスに対する認識や企業の供給する環境配慮型製品・サービスの業況等に関する調査、環境ビジネスの市場規模の把握、優良事例の水平転換、人材確保・育成や生産性向上の取組の促進、振興方策の検討を行う。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

①環境短観、環境ビジネスの市場規模の把握、②優良事例の水平展開、生産性向上の取組促進等、振興方針の検討

- 「環境経済観測調査（環境短観）」

2018年6月、12月、2019年6月、12月に調査を実施

- 「環境産業の市場規模」

市場規模のほか雇用規模、輸出入額、付加価値額も推計を実施。2019年度は、新たに「ICT分野」「適応ビジネス」「ZEB/ZEH」「ローカルSDGs(地域循環共生圏)ビジネス」の市場規模を推計実施済

- 「環境経済の政策研究」

第4期（2018年度～2020年度）として、「低炭素」「資源循環」「自然共生」「横断分野」の各分野から新たに9件の研究を採択。2020年度は3年目の研究を実施中

③グリーン購入、環境配慮契約、環境金融の拡大、税制全体のグリーン化

- 「税制全体のグリーン化」

本格的炭素税に関する効果等の分析、車体課税のグリーン化による環境効果等の分析、更なる税制全体のグリーン化の推進に向けた総合的・体系的な検討

- 「グリーン購入」・「環境配慮契約」・「環境金融の拡大」

後述のグリーン購入・環境配慮契約の取組を実施

- 「環境金融の拡大」

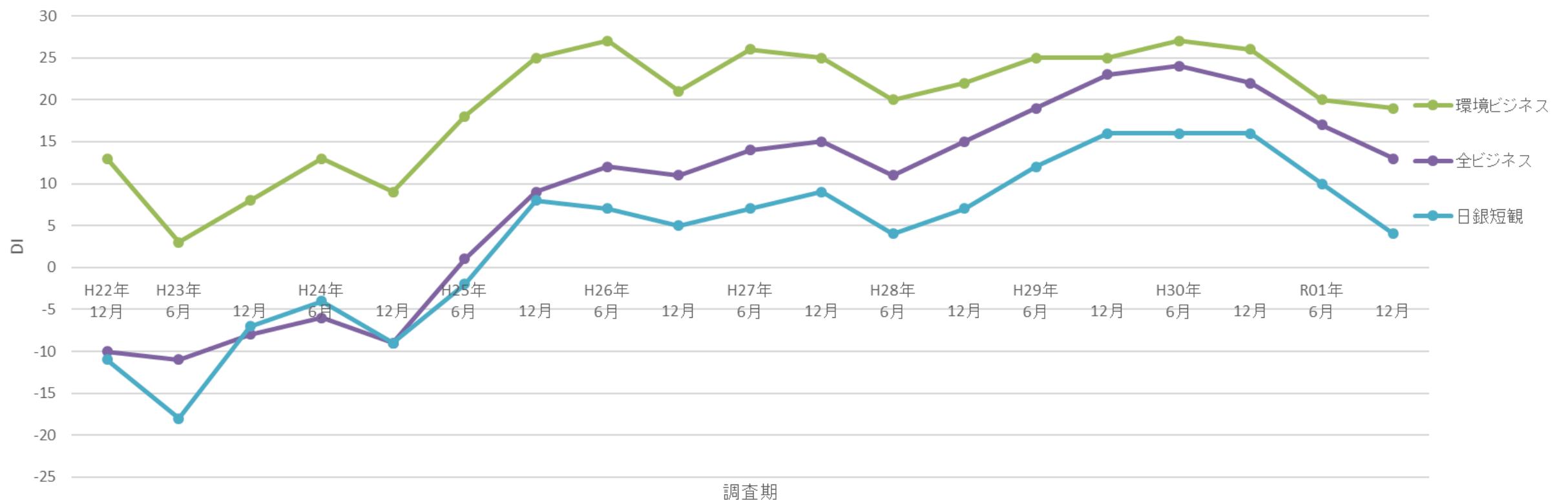
後述の金融を通じたグリーンな経済システムの構築の取組を実施

(1) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化
(環境ビジネスの拡大)

環境経済観測調査（環境短観）結果

・2019年12月調査における環境ビジネスを実施している企業からみた自社の環境ビジネス業況は好調さを維持している結果となっている。
・平成22年12月以降の環境短観の推移は以下の通り。

環境ビジネスと全ビジネス業況DIの比較



※表中の「環境ビジネス」は環境ビジネスを実施中の企業の環境ビジネスの状況とし、「全ビジネス」は環境ビジネスを実施していない企業を含む企業全体のビジネスの状況とした。

また、日本銀行の「全国企業短期経済観測調査（日銀短観）」の業況DIを参考値として併記した。

(個表) 1 (1) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化 (バリューチェーン全体での環境経営の促進)

(計画のポイント)

バリューチェーン排出量の算定・削減の取組とバリューチェーンを通じた削減貢献量の定量化・見える化の促進、Science-Based Targets等の策定支援、環境マネジメントシステムのバリューチェーン全体での導入促進を図る。また、これらの環境配慮に係る取組の状況や方向性について環境報告書の公表等を通じた積極的な開示を促すことで企業の更なる環境経営促進を図る。さらに、環境人材を企業内外で育成させるための取組を促進する。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

①バリューチェーン排出量の算定・削減の取組等

【2018年度・2019年度】SC排出量の算定に係る基礎的な説明資料の作成、情報発信WEBサイトの点検・更新、SC排出量の算定ガイドライン・排出原単位データベース・排出量算定支援ツールの改定、公的機関におけるSC排出量の算定方法の確立に向けた調査・検討を実施

②SBT等の個別企業における中長期削減目標の策定支援

【2018年度・2019年度】SBT・脱炭素経営等に係る情報収集・資料作成、脱炭素経営の普及啓発シンポジウム開催、脱炭素経営促進ネットワークの運営、SBT認定取得を目指す大企業やSBT水準の目標設定を目指す中小企業に対する個社別のコンサルティング支援

③環境マネジメントシステムの導入促進

【2018年度】建設業者向け・食品関連事業者向けガイドライン公表。

【2018年度・2019年度】エコアクション21の普及と促進を目的とした全国説明会・シンポジウムの開催、Eco-CRIP補助事業の実施

【2019年度】産廃事業者向け・大学等高等教育機関向け・地方公共団体向けの業種別ガイドライン公表

④環境配慮情報等の積極的開示の促進

【2018年度・2019年度】環境報告ガイドライン2018年版・解説書を公表、「環境コミュニケーション大賞」を実施

(定量的な取組の進捗)

自社の排出量のみならず、事業に関連する他社の排出量 (Scope3)を算定する企業数は着実に増加している。

年度	CDPから企業へ送る環境に関して質問書 Scope3について、15個のカテゴリーの中で11個以上の算定、回答を行っている企業の数
2016	133社 / 500社
2017	160社 / 500社
2018	212社 / 500社
2019	222社 / 500社

SBT認定を取得する企業が増加により、サプライチェーンも巻き込んだ社会全体の脱炭素化が進んでいるといえる。

年度	SBT認定の取得企業数
2016年度末	5
2017年度末	15
2018年度末	39
2019年度末	62
(目標) 2020年度末	目標 : 100社

(1) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化
(バリューチェーン全体での環境経営の促進)

(施策事例紹介) **Eco-CRIP補助事業**

- Eco-CRIPは、エコアクション21ガイドラインをベースにCO₂排出量及びコスト削減に特化した簡素な環境経営システム (Eco-CRIP:Eco-Action21 CO₂ Reduction Initiative Program)を開始
- Eco-CRIPを活用した環境経営の専門家による戸別訪問支援を、国の補助によって受けることができる制度

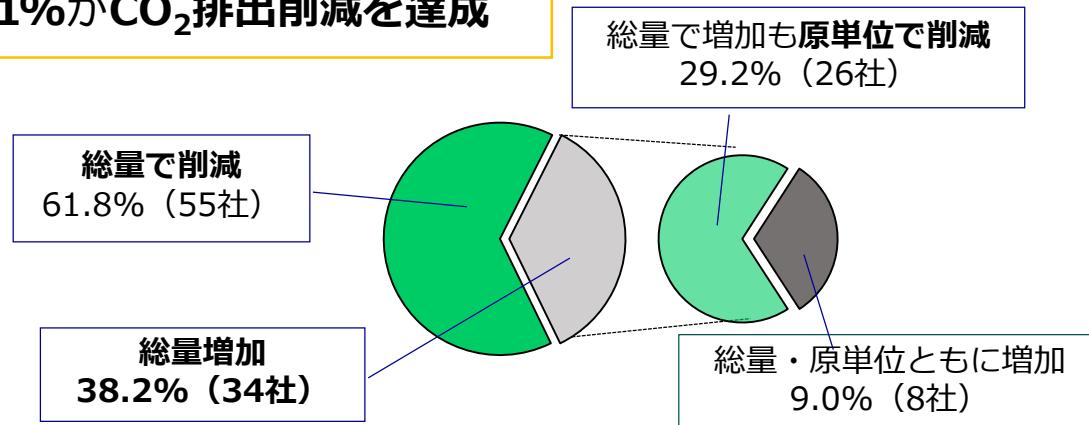
【プログラムの概要】

環境経営専門家と協働しながら1～5のSTEPに取り組みことで、省エネやCO₂及びコスト削減の他、環境マネジメントシステムの構築や社員の意識向上、本業での課題解決とチャンスの創出を目指します。

- STEP1 電気料金等のエネルギーコストとCO₂排出量を把握。削減可能性を検討
- STEP2 取組内容と全社員の役割分担を決め、一丸となって省エネの取組開始
- STEP3 環境への取組方針やCO₂削減目標を決定
- STEP4 取組結果の評価、問題点・改善点の洗い出しを行い、必要な改善を実施
- STEP5 取組結果 (CO₂やコスト等削減量) をまとめる。

Eco-CRIP補助事業の効果

2019年度 参加事業者の約**91%**がCO₂排出削減を達成



2019年度Eco-CRIP補助事業 支援後アンケート結果



(1) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化 (バリューチェーン全体での環境経営の促進)

(施策事例紹介) 再エネ100宣言 RE Action

- RE100は、企業が自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティブがあり、世界で229社、日本企業は32社が参加
- 環境省では、2018年6月にRE100に公的機関としては世界で初めてアンバサダーとして参画し、RE100の取組普及のほか、自らの官舎や施設での再エネ電気導入に向けた率先的な取組やその輪を広げていくこととしている。

自治体や中小企業を対象とした再エネ100%利用を促進する枠組み ～再エネ100宣言 RE Action～

- 2019年10月9日に、グリーン購入ネットワーク（GPN）、イクレイ日本（ICLEI）、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）、日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCLP）の4団体が旗振り役となり、28団体の参加を得て「再エネ100宣言 RE Action」が活動を開始
- 事業活動における使用電力を100%再生可能エネルギーに転換することを宣言するRE100の中小企業版として注目されている。
- 2020年4月1日時点で、国内の企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体の計62団体が参画（総従業員数は約7.6万人）し、これらの団体で使用されている約787GWh分の電力をすべて再生可能エネルギーに転換する行動が進められている。 [「再エネ100宣言 RE Action」のロゴマーク](#)
- 参画することによって、具体的な再エネ導入のための情報収集やRE100参加企業や、GPN、ICLEI、JCLPの加盟団体等との交流等が可能



(個表) 1 (1) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化 (サービサイジング、シェアリングエコノミー等新たなビジネス形態の把握・促進)

(計画のポイント)

サービサイジングやシェアリングエコノミーなどの新たなビジネス形態の拡大は、製品の長寿命化やリサイクルしやすい設計を促し、従来の大量生産・大量消費型の経済システムの転換を促すことが期待されることから、低炭素化・省資源への貢献を含め、こうした新たなビジネス形態の実態把握に努めるとともに、その環境面での効用を「見える化」することにより、こうした新たなビジネス形態の拡大を促進する。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

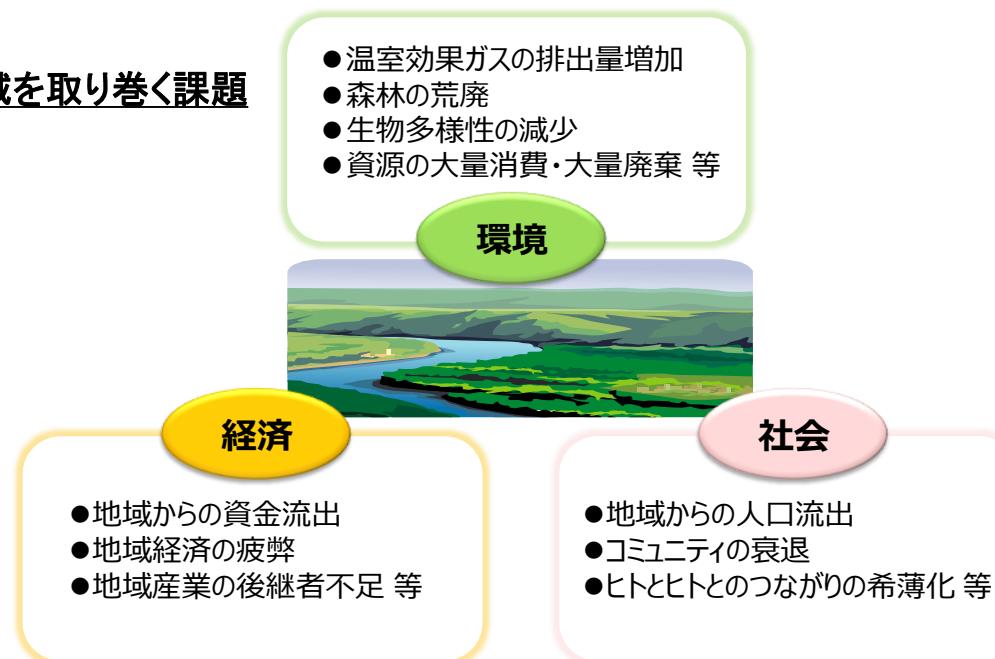
新たなビジネス形態の実態把握、環境面での効用の「見える化」

IT等を活用した低炭素型資源循環システム評価検証事業	【2018年度】先進事例の効果算定手法の検証、取組状況や課題の把握等 【2019年度】4事例の効果算定手法の検証、効果算定手法のガイドラインを検討中
リユース関連事業の実態把握	【2018年度】既往統計整理、市場規模調査
環境ビジネス先進事例調査	【2018年度】 AIやIoTを始めとしたICTやロボット技術を活用した環境ビジネス展開企業25社 【2019年度】『地域循環共生圏』の創造による持続可能な地域づくりに向けた取組の推進企業20社

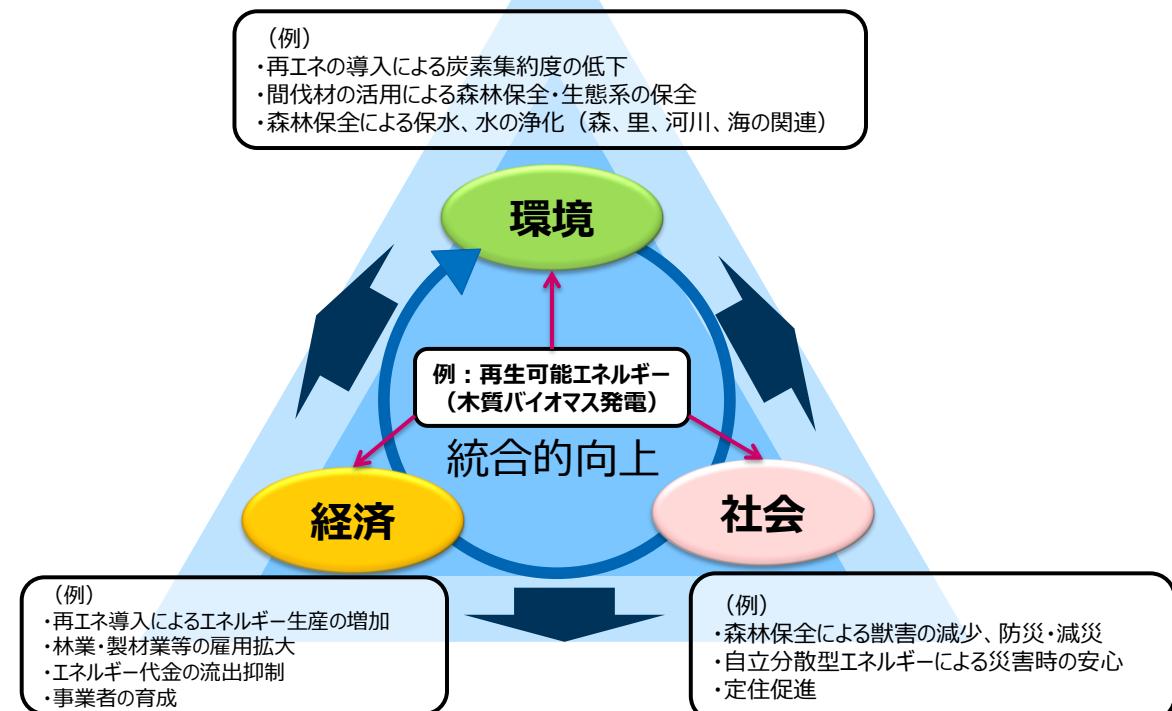
「ローカルSDGs(地域循環共生圏)ビジネス」の先進事例集では、ローカルSDGs(地域循環共生圏)ビジネスの要素を以下に整理。

- ①地域資源を活用し、地域内で資金、エネルギーや食などが循環している
- ②地域間で補完し支え合いの関係が構築できている
- ③環境を含むそれぞれの地域課題を解決し、自立分散型の社会づくりにつながる

日本の地域を取り巻く課題



地域循環共生圏形成による「環境・経済・社会の統合的向上」のイメージ



(個表) 1 (1) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化 (グリーン購入・環境配慮契約)

(計画のポイント)

企業がグリーン製品・サービスの供給を拡大していくためには、こうした製品・サービスに対する需要の拡大が不可欠であるため、国等が率先してグリーン購入・環境配慮契約に積極的に取り組むとともに、地方公共団体や企業、個人によるグリーン購入・環境配慮契約を促すための普及啓発等を実施する。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)の担うべき役割と進むべき方向性について検討し、更なるグリーン購入の普及を図る。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

国等が率先してグリーン購入・環境配慮契約に積極的に取り組む

【2018年度・2019年度】グリーン購入、環境配慮契約、基本方針の見直し等の検討

地方公共団体や企業、個人によるグリーン購入・環境配慮契約を促すための普及啓発

【2018年度・2019年度】グリーン購入・環境配慮契約の取組状況アンケート、地方公共団体への有識者派遣(実務支援)、国の基本方針説明会開催、地方公共団体担当者向け研修会開催。*2019年度の説明会・地方公共団体担当者向け研修会は新型コロナウイルス感染症対策のため、規模縮小・Webでの情報公開等にて対応

グリーン購入法の担うべき役割と進むべき方向性についての検討

【2018年度】家電製品等のエネルギー消費効率について一部品目の基準を2段階へ(従来基準+より環境性能の高い基準)

(定量的な取組の進捗)

調達率95%以上の特定調達品目の品目数、グリーン購入の実施による温室効果ガス排出削減効果、国等の機関における環境配慮契約の取組数、政府機関における温室効果ガス排出量

国等が率先してグリーン購入・環境配慮契約に積極的に取り組む

調達率95%以上の特定調達品目の品目数	【2018年度実績】205品目中184品目
グリーン購入の実施による温室効果ガス排出削減効果(試算)	【2018年度実績】187,406t-CO ₂
電気供給契約において環境配慮契約を実施した高圧・特別高圧契約	【2018年度実績】2,557件 *前年度比で36件増加
政府機関における温室効果ガス排出量	【2018年度実績】2,178,199t-CO ₂ *基準年度(2013年度)比で9.0%減少

(個表) 1 (1) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化 (我が国の優れたグリーン製品・サービス・環境インフラの輸出の促進)

(計画のポイント)

二国間政策対話、地域内フォーラム等を活用したトップセールスの実施によって、制度・技術・ファイナンスまでパッケージでのインフラ輸出を促進し、途上国の環境改善を図るとともに、我が国の多様なビジネス展開に資する。また、グリーン製品の輸出促進に向け、環境保護及び気候変動対策に貢献する物品の自由貿易を促進する環境物品協定交渉の早期再開・妥結を目指す。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況①)

トップセールスの実施によるパッケージでのインフラ輸出促進

2018	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境協力覚書に基づき、インドネシア、タイ等、5ヶ国との二国間政策対話を実施 ● ベトナムでは政策対話に合わせてジャパン環境ウィークを開催、我が国の環境インフラを相手国官民へP R ● A S E A N 関連会合等マルチの機会や地域内フォーラムの機会に、各国要人と会談を実施 ● 要人往来に機会を好機と捉え、相手国へのトップセールスを推進 ● 二国間クレジット制度 (JCM) 資金支援事業 (プロジェクト補助) による我が国の優れた低・脱炭素技術の海外展開を促進 (24件採択、2013～2018年度の累積の採択案件は136件) ● 国内リサイクル企業と連携した鉄道車両スクラップからのアルミ合金の省エネルギー型水平リサイクルシステムの実現と将来のアジア展開を目指すための技術実証を実施
2018 ・ 2019	<ul style="list-style-type: none"> ● JCM等の活用を通じて低炭素技術等の普及展開を目的とする案件の実現可能性調査を実施 ● 低炭素技術等の普及展開による温室効果ガス排出削減を踏まえた人材育成等の事業を実施 ● 我が国の優れた低炭素技術・システム等による温室効果ガス排出削減を目的とした実証事業を実施 ● タイ王国における使用済み自動車及び廃電気・電子機器の適切な処理と資源循環システムの構築を目的とし、現地の法制度整備に向けた政策対話の開催並びに技術実証をパッケージとして実施
2019	<ul style="list-style-type: none"> ● アジア3か国の都市を対象とした「持続可能な都市づくりに向けたガイドブック」を活用 具体的には、急激な都市の発展により環境負荷が生じているアジア新興国都市における持続可能な発展のため、ケーススタディとして対象都市における現状課題の診断から、日本企業による各都市に合ったソリューションの提供までをパッケージとして実施。APECの場を活用した横展開を進めていくため、対象都市の選定及び3都市におけるケーススタディを進めている。 ● 環境協力覚書に基づき、モンゴル、ミャンマー等、4ヶ国との二国間政策対話を実施 ● タイでは政策対話に合わせてジャパン環境ウィークを開催、我が国の環境インフラを相手国官民へP R

（個表） 1（1）企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化 （我が国の優れたグリーン製品・サービス・環境インフラの輸出の促進）

（計画のポイント）

二国間政策対話、地域内フォーラム等を活用したトップセールスの実施によって、制度・技術・ファイナンスまでパッケージでのインフラ輸出を促進し、途上国の環境改善を図るとともに、我が国の多様なビジネス展開に資する。また、グリーン製品の輸出促進に向け、環境保護及び気候変動対策に貢献する物品の自由貿易を促進する環境物品協定交渉の早期再開・妥結を目指す。

（2018年度、2019年度の取組の進捗状況②）

環境物品協定交渉の早期再開・妥結

- WTOの貿易と環境委員会（半年に1度開催）で議論を行い、EGA交渉の成功は環境問題の面でもメリットがあるという認識を共有
- 日本は、オーストラリア、カナダ、EU、NZ等の各国とともにEGA交渉にコミットしているとの立場を表明

（定量的な取組の進捗）

環境・リサイクル分野における日本企業の海外インフラ受注実績額、低炭素技術等の普及展開を目的とする案件の実現可能性調査等の実施件数

- 環境・リサイクル分野における日本企業の海外インフラ受注実績額は直近の調査である2017年において0.17兆円になった。
- 低炭素技術等の普及展開を目的とする案件の実現可能性調査は、2018年度は5件、2019年度は11件実施
- 我が国の優れた低炭素技術・システム等による温室効果ガス排出削減を目的とした実証事業は、2018年度は5件、2019年度は3件の事業を実施

(総括①) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【環境ビジネスの拡大】

- 環境産業の市場規模は、2018年で約105兆円であり、雇用規模も約260.9万人と過去最大となっている。環境ビジネスの市場規模の把握、優良事例の水平展開等、振興方針の検討等に取り組むことでイノベーションを生み出すことが重要。政策研究については、第4期の2020年度最終年度となることを踏まえて、今後の政策の企画・立案に資する成果を得られるように研究を進めていく必要がある。
- また、環境ビジネスの拡大にあたっては、様々なコストの中に人権・労働への配慮費用などのその他の社会的、経済的な費用も織り込みながら現実のグリーンビジネスを定着させていくという発想をもって取り組むことが重要。
- 加えて地方自治体、地域研究機関はもとより、各地商工会議所、その会員事業者などが参画しながら、密な地域ネットワークを活用して推進していくことが、非常に効果的。

※グリーン購入、環境配慮契約、環境金融の拡大、税制全体のグリーン化については、「グリーン購入・環境配慮契約」は後述の「グリーン購入・環境配慮契約」、「環境金融の拡大」は後述の「金融を通じたグリーンな経済システムの構築」に評価と課題を記載。

【バリューチェーン全体での環境経営の促進】

- バリューチェーン排出量の算定・削減については、自社の排出量のみならず、事業に関連する他社の排出量（Scope3）を算定する企業数は着実に増加している。SC排出量の算定は大企業を中心に広がっている状況であり、**中小企業にもSC排出量の算定の取組を広げる必要がある**。また、自らが取り組むことでより効果的な施策立案の気づきとすることに加え、公的機関でのSC排出量算定、削減に向けた取組を広げるために**環境省自身のサプライヤーに対するエンゲージメントも進めていくべき**。
- SBT等の個別企業における中長期削減目標の策定支援に関しては、SBT認定の取得企業数は、2019年度末時点で62社が認定取得しており着実に増加しているが、2020年度末100社の目標に到達するため一層の取組が求められる。また、SBT水準の目標を設定している企業は、大多数が大企業であり、**中小企業等への脱炭素経営を促す仕組みの検討や個社別のコンサルティング支援を実施すべき**。
- 地域において環境マネジメントシステムの導入促進していくことは、地域企業の持続可能性を高め、**地域循環共生圏創造の重要な担い手確保につながる**こと等が期待される。一方で、エコアクション21の**認知度が低いことが課題**となっている。**現場の声からエコアクション21の強み弱みを再整理し、普及促進が必要である**。
- 環境配慮情報等の積極的開示の促進に関しては、今後は、中小規模の事業者の環境報告の取組を促進することで、開示を通じた企業評価に結びつけ、**環境経営の促進を図る取組を進めるべき**。

(総括②) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【サービサイジング、シェアエコノミー等新たなビジネス形態の把握・促進】

- サerviサイジング、シェアエコノミー等の新たなビジネスは、従来の大量生産・大量消費型の経済システムの転換を促すことが期待されている。引き続き新たなビジネス形態の事態把握等に努めるとともに、これまでの知見を生かしてこれらの新たなビジネス形態の拡大を促進していくべき。

【グリーン購入・環境配慮契約】

- 国等が率先してグリーン購入・環境配慮契約に積極的に取り組むことで、事業者には環境技術の促進等に対するモチベーションを向上させ、イノベーションを誘引できる可能性がある。今後は、国等における環境配慮契約実施率の更なる向上が課題である。未実施理由を精査することで具体的な対応策を検討していくべき。
- また、国等のみならず、幅広くグリーン購入・環境配慮契約が積極的に取り組まれることで、事業者には環境技術の促進等に対するモチベーションを向上させ、イノベーションを誘引できる可能性がある。地方公共団体におけるグリーン購入・環境配慮契約の実施率向上が課題である。地方公共団体に取り組もうとする場合の適切な支援のあり方を検討していくべき。
- さらに2段階基準のうち、環境性能の高い基準の環境物品の調達率の増加を促進することが課題。そのため、調達機関への呼びかけを引き続き行うべき。

(総括③) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【我が国の優れたグリーン製品・サービス・環境インフラの輸出の促進】

① トップセールスの実施によるパッケージでのインフラ輸出促進

- 環境・リサイクル分野における日本企業の海外インフラ受注実績額は直近の調査である2018年において0.21兆円になるなど我が国の環境性能の高いインフラの海外展開を図るため、ソフト面支援を含めたパッケージでの相手国政府へのトップセールスを含めた**インフラ輸出促進が精力的に行われている。**
- 日本企業のアジア諸国における海外展開において**大きな課題となっているのが、有価物のみ回収し、必ずしも適正処理をしない現地のインフォーマルセクターとの競争を余儀なくされている点**である。これらの国では廃棄物を適切に処理・リサイクルするための法制度が十分に整っていない。適正な処理をするためにコストを必要とする日本企業の技術の活用がビジネスモデルとして成り立つには、相手国において関連する法制度を確立し、行政による適切な管理の下で廃棄物を処理する仕組みを整えることが不可欠である。このため、引き続き政府として相手国との政策対話や国際会議の場などのチャンネルを通じて、**相手国の法整備を含めた適切な資源循環システムの構築を支援することで、日本企業の海外展開を後押し**していくべき。

② 環境物品協定交渉の早期再開・妥結

- 日本が強みを有する環境・エネルギー技術による環境保護を推進し、**優れた環境・エネルギー技術を有する企業の輸出競争力が強化**されることが期待できる。日本企業の競争力強化、地球環境問題への貢献、という観点から、**引き続き交渉の早期妥結を**目指し、本交渉の推進に、関係国と連携しつつ積極的に取り組んでいくべき。

(個表) 1 (3) 金融を通じたグリーンな経済システムの構築 (ESG投資等の普及・拡大)

(計画のポイント)

関係者が広くESG投資等の重要性を正しく認識し、今後は一層の拡大を促していくことが求められるため、投資家を始めとする関係者に対しESG情報の理解を促すとともに、企業価値の向上に向けて環境情報の開示に取り組む企業の拡大及び企業が開示する情報の質の適正化を図る。また、投資家と企業の対話を活性化するプラットフォームの整備等を行う。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

環境情報の開示の取組拡大、開示情報の質の適正化

【2018年度】環境情報と企業価値に関する検討会開催

【2019年度】環境情報と企業価値に関する検討会取りまとめを公表、「環境サステナブル企業」についての評価軸と評価の視点を公表・本評価軸と評価の視点を参考にした採点表を用いた表彰制度を新設

投資家と企業の対話を活性化するプラットフォームの整備等

【2018年度】投資家と企業の直接対話の場を提供するイベントの開催、システム機能改善を実施

【2019年度】投資家と企業の直接対話の場を提供するイベントの開催、開示フォーマットの改善を実施

(定量的な取組の進捗)

投資家と企業の対話を活性化するプラットフォームへの参加企業数

●2019年度は企業550、投資家177となり、2018年度の参加数（企業530、投資家167）から増加している。

(個表) 1 (3) 金融を通じたグリーンな経済システムの構築 (グリーンプロジェクトへの投融資の促進)

(計画のポイント)

2℃目標やSDGsの達成のためには、地球温暖化対策、自然資本の劣化の防止に資する事業等に対して巨額の投資が必要である。こうした事業に民間投資を呼び込むため、民間資金が十分に供給されていない低炭素化プロジェクトへの支援や、グリーンボンド発行・投資の支援等を実施する。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況①)

地域脱炭素投資促進ファンド事業 (グリーンファンド)

【2013年度～2019年度】出資決定件数36件、出資決定金額162億円 (累計) * 2020年度も同様の支援を実施

(定量的な取組の進捗①)

地域脱炭素投資促進ファンド事業における出資額1億円あたりの年間CO2排出削減量

- 2019年度末時点の出資額1億円あたりの年間CO2排出削減量は5,174t-CO2/年となり、目標値の2,000t-CO2/年/億円を超えた。

KPI	2019年度実績	目標値
年間CO2排出削減量	1,031,322t-CO2/年	
出資額1億円当たりの年間CO2排出削減量	5,174t-CO2	2,000t-CO2以上
出資案件の年間CO2排出削減量 (見込) に対する達成度	平均114.3%	平均80%以上
出資決定件数 (累計)	36件	
出資決定金額 (累計)	162億円	
本事業が呼び水となった民間資金の金額	1,657億円	
民間資金の呼び水効果	10.3倍	3.0倍以上

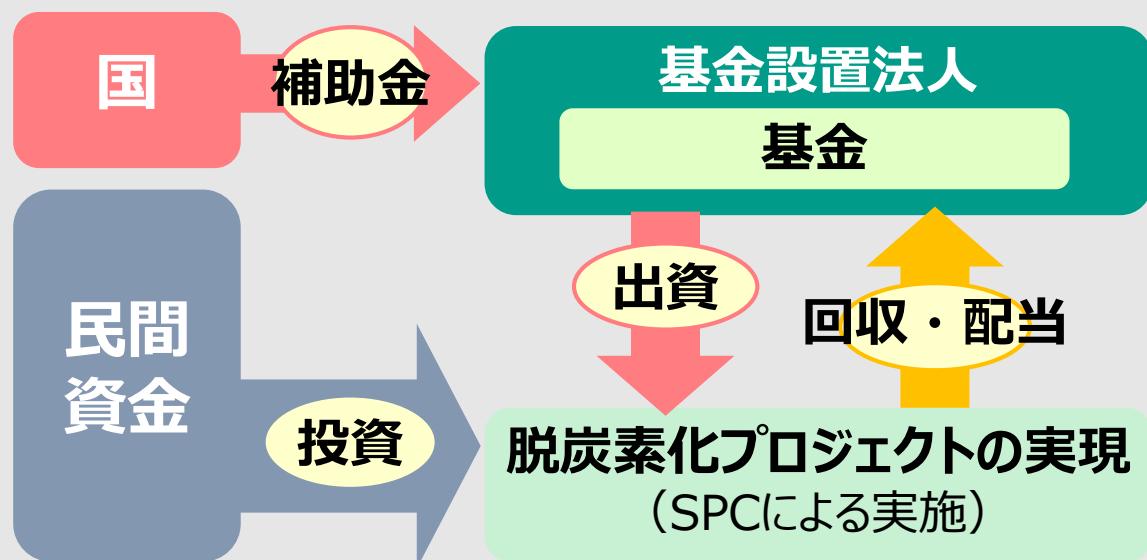
出典：一般社団法人グリーンファイナンス推進機構「平成30年度 地域低炭素投資促進ファンド事業全体に係るKPIについて」
http://greenfinance.jp/comp/pdf/kpi_h30.pdf及び環境省資料より作成

1 (3) 金融を通じたグリーンな経済システムの構築 (グリーンプロジェクトへの投融資の促進)

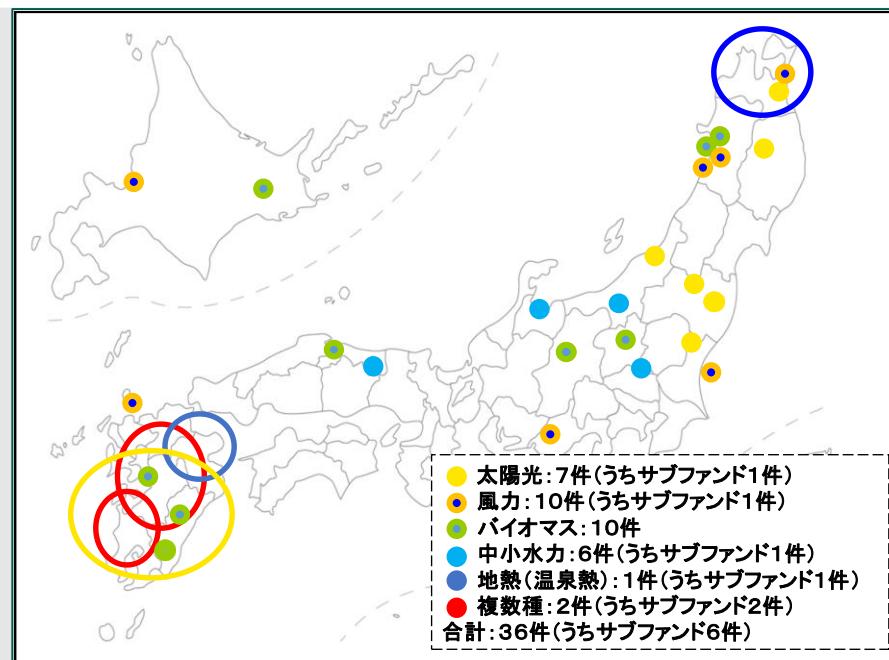
(施策事例紹介) 地域脱炭素投資促進ファンド事業 (グリーンファンド)

- 脱炭素社会の実現には、再生可能エネルギー事業等の拡大が重要であり、民間だけでリスクを取ることが難しい地域主導の脱炭素化プロジェクト等に対して、公的資金を供給し、民間資金の呼び水となることが必要。
- グリーンファンドは、一定の採算性・収益性が見込まれる地域の脱炭素化プロジェクトに対して出資を行い、事業者の資本力を改善し民間資金を呼び込むことで、地域の資金循環を拡大、脱炭素社会の実現と地域活性化の両立を目指すものであり、脱炭素化プロジェクトの拡大を通じて、ESG地域金融の取組の加速化にも貢献する。

事業イメージ



これまでの出資決定案件



出所：
環境省作成

出資事業の例

陸上・洋上風力発電事業、中小水力発電事業、バイオマス発電・熱利用事業、地熱・温泉発電・熱利用事業、熱融通・供給（コジェネ、廃熱、太陽熱、地中熱、地下水等の未利用熱等）、脱炭素運輸システムのためのインフラ整備（LRT、EV充電設備等）、これらを組み合わせ地域づくり・まちづくりとして実施する事業



(個表) 1 (3) 金融を通じたグリーンな経済システムの構築 (グリーンプロジェクトへの投融資の促進)

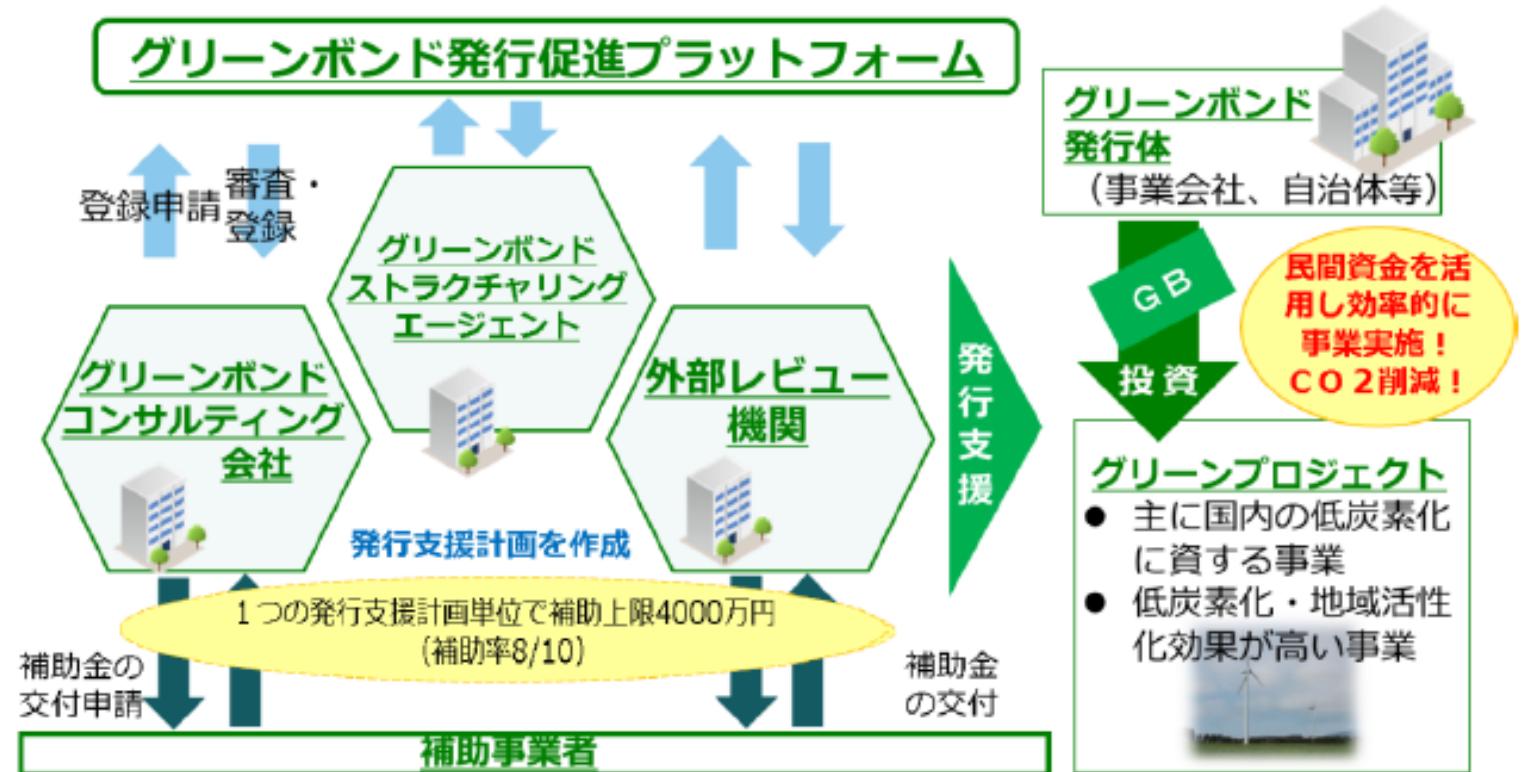
(計画のポイント)

2℃目標やSDGsの達成のためには、地球温暖化対策、自然資本の劣化の防止に資する事業等に対して巨額の投資が必要である。こうした事業に民間投資を呼び込むため、民間資金が十分に供給されていない低炭素化プロジェクトへの支援や、グリーンボンド発行・投資の支援等を実施する。

(2018年度、2019年度の実施の進捗状況②)

グリーンボンド発行促進体制整備支援事業

- グリーンボンドを発行しようとする企業・自治体等の発行支援
 - グリーンボンド発行支援を行う者の登録・公表
 - グリーンボンド発行促進プラットフォーム整備
 - モデル発行事例の選定、ESGファイナンス・アワード(2018年度はジャパン・グリーンボンド・アワード)を開催、先進的取組等を表彰
 - グリーンボンドガイドライン2020年版の改訂
- * 2020年度も同様の支援を実施



図出典：環境省「令和2年度(2020年度)エネルギー対策特別会計予算(案) 補助金・委託費等事業(事業概要)「グリーンボンドや地域の資金を活用した脱炭素化推進事業」」 <http://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/energy-taisakutokubetsu-kaikeir02.html>

(定量的な取組の進捗②)

グリーンボンド発行促進体制整備支援事業で発行したグリーンボンドを通じて資金導入したグリーンプロジェクトによるCO2排出削減量、グリーンプロジェクトに導入された投資額

- 2019年度の本事業により発行したグリーンボンドを通じて資金を導入されたグリーンプロジェクトによる年間CO2排出削減量は、1,069,677t-CO2/年となった。
- その他、2019年度に本事業により発行したグリーンボンドを通じてグリーンプロジェクトに導入された投資額は約3,800億円となった(2019年度の国内グリーンボンド総発行額約8,900億円)。

1 (3) 金融を通じたグリーンな経済システムの構築 (グリーンプロジェクトへの投融資の促進)

(施策事例紹介) **グリーンボンドガイドライン改訂、 グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン策定**

- グリーンボンド原則の改訂やグリーンボンドを取り巻く環境、市場動向を踏まえ、**グリーンボンドガイドラインを改訂**
- 併せて、**グリーンローン**や、借り手のサステナビリティ経営の高度化を支援するため、野心的なサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット (SPTs) の達成を融資条件等と連動させることで奨励する融資である**サステナビリティ・リンク・ローンに関するガイドラインを策定**

グリーンボンドガイドライン改訂のポイント

1. グリーンファイナンスの最新動向を踏まえた内容の更新
2. グリーン性を有するサステナビリティボンドへの適用範囲拡大
3. グリーン性を担保するための外部レビューに関する事項の明確化
4. 健全なグリーンボンド市場発展のための投資家の役割の明確化
5. 適格グリーンプロジェクト等の例示の拡充

グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインのポイント

グリーンローン関係

1. 開示を通じたグリーン性に関する社会への透明性の確保
2. 外部レビュー又は内部レビューによる柔軟なレビュー対応
3. 健全なグリーンローン拡大のための貸し手の役割

サステナビリティ・リンク・ローン関係

1. 野心的かつ有意義なSPTsの設定
2. SPTsの達成と融資条件等の連動によるインセンティブ効果
3. 資金用途が特定のプロジェクトに限定されない



(総括①) 金融を通じたグリーンな経済システムの構築

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【ESG投資等の普及・拡大】

- 環境情報の企業価値評価への適切な反映を促進できるよう、適切な情報開示と情報の活用を促す取組を進める必要がある。また、地域循環共生圏の創造に向けて、ESG投資に限らず、ESG融資でも活用可能な情報のあり方を検討していく必要がある。
- 望まれる環境情報の開示によりESG金融が促進するよう、投資家にとって有用な環境情報の検討や提供を進めるべき。
- 情報の開示ということだけではなく、それぞれの組織がきちんと内容をしっかり検討した上で、企業の戦略、組織の目標に向かっていけるような検討をされているかどうか、しっかり確認をしていく必要がある。
- 日本の企業構造のほとんどを占める中小企業にとってのインセンティブ・将来ビジョンを描く必要がある。
- サプライチェーンを支える中小企業に対するESG投融資が、サプライチェーン全体のサステナビリティ強化に重要な役割を果たすため、地域における説明会やESG金融の専門家育成に資するセミナー等を更に広げていくべき。
- 中小企業の取組促進のため、その取引先となる地域金融機関に対しては、伴走型支援やガイドの作成等により、継続的にサポートしていくべき。
- 地域の金融機関、中小企業、自治体が動きやすいよう、しっかり政策誘導すべき。
- 中小企業に対する継続的な支援は重要であるため、ESG金融を推進すると同時に、その他の融資制度もないがしろにならないようにしていく必要がある。
- TCFDの賛同企業数が世界1位など、日本企業の積極的な取組を、政府としても国内外に発信し、「環境と成長の好循環」の実現のため、関係省庁と連携して民間の取組を後押しするべき。
- 世界は1.5°C目標の中で動いているということを意識すべき。日本はスタートが遅れているとの認識のもと、ESG金融への取組の質の向上や人材のレベルアップ、特に気候変動への適応策の必要性等の認識向上を今早急に促すべき。

【グリーンプロジェクトへの投融資の促進】

- 地域低炭素投資促進ファンド事業においては、更なる地域の低炭素化案件の組成を促進する必要がある。
- また、グリーンボンドについては、更なるグリーンボンド市場の拡大に向けて支援する必要がある。

(重点分野 1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

第5次環境基本計画の進捗に係る指標の動向

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
環境と経済の統合・持続可能な生産と消費のパターンの確保	資源生産性		24万円/トン (2000年度)	40万円/トン (2016年度)	↗	↗	↗	循環型社会形成推進基本計画において目標値(2025年度に約49万円/トン)が設定されている
	炭素生産性		337千円/トン (2000年度)	412千円/トン (2017年度)	↗	↗	↗	
グリーンな経済システムへの移行	環境産業の市場規模・雇用規模	環境産業の市場規模	583千億円 (2000年)	1,055千億円 (2017年)	↗	↗	↘	前年値は1,045千億円(2016年)。数値としては伸びているが、変化量が1%に満たないため、矢印は横ばいとなっている。
		環境産業の雇用規模	1,798千人 (2000年)	2,779千人 (2017年)	↗	↗	↘	前年値は2,778千人(2016年)。数値としては伸びているが、変化量が1%に満たないため、矢印は横ばいとなっている。
環境経営に対する取組の促進	RE100加盟企業数・SBT参加企業数・TCFD賛同企業数	世界のRE100加盟企業数	3 (2017年)	30 (2020年)	↗	—	↗	日本の企業数のみ抽出したもの、累計、2020年1月21日時点までにコミットした企業
		日本のSBT参加企業数	3 (2014年)	84 (2019年)	↗	—	↗	累計、2020年2月5日時点までにSB認定を受けた企業及びSBTを策定するとコミットした企業の数
		TCFDに賛同を表明した組織数	35 (2017年)	2,109 (2019年)	↗	—	↗	累計、2020年2月5日時点TCFDに賛同を表明した組織数

(重点分野 1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

第5次環境基本計画の進捗に係る指標の動向

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
企業等の取組を後押しする環境・持続可能な社会の構築へと資金の流れがシフトしている	PRI署名機関数・PRB署名数	PRI署名機関数	7 (2006年)	78 (2019年)	▲	▲	▲	累計
		PRB署名数	—	4 (2019年)	▲	—	—	
	ESG融資目標を公表した金融機関数	ESG融資目標を公表した金融機関数	—	18 (2019年度)	▲	—	—	

(※) 用語説明

- RE100：企業が自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ
- SBT：パリ協定の目標達成を目指した削減シナリオと整合した目標の設定、実行を求める国際的なイニシアティブ
- TCFD：投資家等に適切な投資判断を促すために、気候関連財務情報開示を企業等へ促進することを目的とした民間主導のタスクフォース
- PRI：責任投資原則。投資の意志決定プロセスにESG要素を組み入れるべきとするもの
- PRB：国連責任銀行原則。PRIの銀行版

（重点分野 1） 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

総括的な評価

（総括的な進捗状況の評価、課題）

○総括

- ・環境基本計画に掲げられた施策は着実に実施され、全体的に施策が強化されているといえる。環境基本計画の進捗状況にかかる指標も全体的に良い方向に向かっている状況にある。
- ・また平成22年から令和元年まで行われてきた環境経済観測調査（環境短観）においては環境ビジネスを実施している企業からみた自社の環境ビジネス業況はビジネス全体や日銀短観と比較して好調さを継続するとともに、ビジネス全体の景況と環境ビジネスの業況が近接してきていること等からグリーンな経済システムの構築に向けて進捗をしているといえる。

○環境・経済・社会上のマルチベネフィット、地域循環共生圏への貢献

- ・エコアクション21の取得がSDGsに取り組む契機となる、また地域の課題解決と環境保全を一体的に取り組むローカルSDGs(地域循環共生圏)ビジネスの進展など、環境ビジネスの推進に伴い環境だけでなく、社会福祉の向上や地域経済活性化に取り組む事業者の拡大にも貢献している。
- ・環境・社会・企業統治に取り組む事業を支援するESG投融資の進展は、地域循環共生圏構築の推進力となる。

○今後強化が必要な取組の方向性

- ・バリューチェーン全体での環境経営の促進やESG投融資等の拡大という観点からは、大企業を中心とした取り組みは一定程度進捗したが、今後は中小企業に対する取り組みを強化していく必要がある。
- ・また、新型コロナウイルスによる感染症及びそれに伴う経済活動への影響により、環境産業やESG融資、投資に対する影響が生じている状況である。このような状況下、2020年4月7日に決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「**持続可能で強靱な脱炭素社会への移行**」を進める施策が位置づけられた。また7月17日に閣議決定された「統合イノベーション戦略2020」においては、コロナ後の反転攻勢と社会変革に向け、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進とともに、「**脱炭素社会、循環経済、分散型社会の設計**」が求められている、と記載されている。

(重点分野 1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

総括的な評価

(総括的な進捗状況の評価、課題)

・7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」においては、ポストコロナ時代に「**気候変動等の地球規模の課題に対応し、持続可能で環境と調和した循環経済の実現など、国際協調・連帯の構築・強化を主導する役割を担える国を目指す**」と記載。

・7月17日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」においては、ポスト・コロナの社会において「**ビジネス主導で非連続なイノベーションを通じて環境と成長の好循環を加速し、環境ビジネス分野で雇用を創出し、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への移行を加速化させるべく国内外の取組を強化していく。**」と記載。

○これらを踏まえ、ウィズコロナ・アフターコロナにおける持続可能で強靱な脱炭素社会、循環経済、分散型社会の設計に向けた政策を強化していくことが必要である。

環境産業に関して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた産業活動の実態を把握し、感染症や気候変動等による気象災害にも対応できる持続可能で強靱な環境産業の推進、脱炭素化を取り入れたビジネス活動の推進、それを促すESG投融資の推進方策を検討していくことが重要である。

2 国土のストックとしての価値向上

(個表) 2 (2) 持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり (コンパクトで身近な自然のある都市空間の実現②)

(計画のポイント)

都市において、水と緑によるうるおいあるまちづくり並びに生物多様性の確保に資する田畑、公園、緑地、水路、砂礫河原等の保全及び創出を推進するとともに、都市のコンパクト化と連携した生態系ネットワーク形成を促進する。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

水と緑によるうるおいあるまちづくり並びに生物多様性の確保に資する田畑、公園、緑地、水路、砂礫河原等の保全及び創出

農地	<ul style="list-style-type: none">● 2018年度に都市農地の貸借の円滑化に関する法律を制定・施行● 農業水利施設の長寿命化対策について、生産緑地地区の区域内農地を対策の実施区域に追加する措置● 多面的機能支払交付金を活用した地域の共同活動によって、都市における田畑、水路等を保全
その他	<ul style="list-style-type: none">● 地方公共団体における生物多様性の取組を支援し、エコロジカルネットワークの形成等を推進● 都市公園の整備・都市における緑地の保全・雨水貯留浸透施設の整備等により水と緑のネットワークを形成し、都市のうるおいあるまちづくりを推進● 緑地・農地と調和した良好な都市環境・景観の形成などを促進するための方策を検討

都市のコンパクト化と連携した生態系ネットワーク形成の促進

- 大都市圏における近郊緑地保全制度等を活用した広域的な水と緑のネットワークの形成推進

(定量的な取組の進捗)

生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画策定割合 等

- 生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画策定割合：2010年度 33% ⇒ 2018年度 52%
- 都市域における水と緑の公的空間確保量：2012年度 12.8人/m² ⇒ 2018年度 13.6人/m²

(個表) 2 (2) 持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり (「小さな拠点」の形成)

(計画のポイント)

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持していくことが重要であり、持続可能な地域づくりを目指す取組として「小さな拠点」の形成を促進する。

また、こうした拠点においては熱エネルギーの利用可能性が高まるとともに、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入可能性も高まると考えられ、それらの導入支援等を通じて、GHG削減に資する。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

「小さな拠点」の形成促進

【2019年度】既存施設を活用した生活機能の再編・集約に係る改修等の施設整備を支援

未利用の再生可能エネルギー熱の利用

森林資源活用 【2018年度・2019年度】「地域内エコシステム」の構築に向けた各段階に応じた支援を実施

その他 【2018年度・2019年度】地域資源を活用した再生可能エネルギーに係る事業化に向けた検討や設備の導入を支援
【2019年度】災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等の導入を支援

(定量的な取組の進捗)

地域低炭素投資促進ファンド事業における出資額1億円あたりの年間CO2排出削減量

- 設備導入補助によるCO2排出削減見込み量は62万トンになった。

設備導入補助によるCO2排出削減見込量

2018年度採択分 304,492 t (再エネ電気・熱)

2019年度採択分 620,065 t (再エネ電気・熱：450,134 t、地域の防災・減災：169,931 t)

* 設備導入補助によるCO2排出削減見込量 = 今年度採択した補助事業設備の単年度削減量 (t-CO2/年) × 法定耐用年数

- その他、下記のような成果目標で進捗をはかっている。

成果目標	2018年度末時点	目標年度	目標値
木質バイオマス発電機 (熱電併給) の導入数	109件	2020年度	170件
「地域内エコシステム」モデルにおける燃料材利用量	702m ³	2020年度	4,000m ³

(個表) 2 (2) 持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり (交通網の維持・活用等)

(計画のポイント)

生活交通ネットワークを確保・維持するためのコミュニティバスやデマンド交通の効果的な導入促進、公共交通機関を利用した他地域との交流を促すことによる地域経済活動の広域的展開、公共交通機関の事業者間の連携によるサービスの向上やパークアンドライドの導入等の促進、ICTを活用した交通情報の提供促進、自転車通行空間の整備・サイクルトレインやシェアサイクルの活用・普及等による安全確保施策と連携した自転車活用に向けた取組推進、等により環境負荷低減に資する。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

生活交通ネットワークを確保・維持するための取組

【2018年度・2019年度】「地域公共交通網形成計画」等を策定し、路線維持や利便性向上の取組を行うことを促進

【2019年度】幹線バス交通、コミュニティバス、デマンドタクシー等の生活交通の確保・維持等への支援、地方公共団体が計画を策定する際の人材・ノウハウ面を支援、「地域公共交通活性化再生法」等の法改正（2020年5月成立）

公共交通機関を利用した他地域との交流、公共交通機関の事業者間連携等

【2018年度】「都市と地方の新たなモビリティサービス懇談会」を開催、中間とりまとめ

【2019年度】MaaSの全国普及に向け地域の課題に対応した実証実験等の支援

* MaaS (Mobility as a Service) : 複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

ICTを活用した交通情報の提供

【2018年度】標準的なバス情報フォーマットについて静的情報に加え動的情報を対象に追加

【2019年度】標準的なバス情報フォーマットのバス事業者への導入促進

自転車活用に向けた取組

【2018年度】「自転車活用推進計画」を閣議決定

【2019年度】自転車等駐車場・自転車通行空間の整備、サイクルトレインやシェアサイクルの活用・普及などの取組推進

(定量的な取組の進捗)

地域公共交通網形成計画の策定数

● 地域公共交通網形成計画の策定件数 : 2014年度 30件⇒2019年度 585件

(個表) 2 (2) 持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり (ストックの適切な維持管理・有効活用)

(計画のポイント)

既存のインフラの再配置、更新、改修等に当たっては、長寿命化、防災機能の向上、省エネルギー化の推進等のストックの価値向上を図る。また、良質な社会ストックを形成し社会需要の変化に応じて機能を変えながら長期に活用していくための施策や、ZEB* / ZEH*を推進するほか、状態が良好な既存建築物は有効活用を図る。これらストックの適切な維持管理や有効活用により、現在及び将来の住生活の基盤となる良好な住宅の蓄積を目指すとともに、建設廃棄物や建設副産物の減量や住宅の低炭素化を図る。

*ZEB：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、ZEH：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況①)

既存のインフラの再配置・更新・改修等に当たってのストックの価値向上

【2018年度・2019年度】

- 廃棄物高効率熱回収、廃棄物燃料製造事業等の補助による廃棄物エネルギーの有効活用による低炭素化を推進等
- 廃棄物処理施設における個別施設計画策定促進にむけた各種取組の実施（財政的支援、技術的支援、その他）、浄化槽整備事業に対する循環型社会形成推進交付金等による支援、社会資本整備総合交付金による下水道施設の耐震化、ストックマネジメント等の取り組みを行う地方公共団体の支援等

【2019年度】浄化槽の長寿命化計画策定ガイドラインの検討・作成、改正水道法および改正浄化槽法による新たな規定等、水道事業ビジョンの策定推奨、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく停電対策・土砂災害対策・浸水対策・耐震化の取組推進等

(定量的な取組の進捗①)

指標	状況等	その他の関連効果等
浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	2019年4月1日調査時点54% (2020年4月時点は調査中) * 目標：2020年度末までに70%	浄化槽の計画的・効率的な更新、修繕、管理の最適化を推進することで国土強靱化および災害対応力の強化を図る。また、ライフサイクルコストの最小化、予算の最適化を図り、浄化槽整備事業の持続可能な運営に資する。
一般廃棄物処理施設における個別施設計画策定率	2020年4月1日調査(2019年3月31日時点) 63% * 目標：2020年度末までに100%	廃棄物処理施設の長寿命化によって、既存施設の有効利用が図られ、中長期的に財政負担を平準化・軽減することができる。
個別施設計画(水道事業ビジョンを含む)策定状況	2018年度81% * 厚生労働省調べ。全国の上水道事業者数に対する水道事業ビジョン策定済み又は個別施設計画策定済み上水道事業者数の割合 ※基幹管路の耐震適合率は2018年度で40.3%	水道施設の更新や耐震化により、老朽化等に起因する事故の防止や災害等緊急時における給水の継続、給水拠点の確保を図ることができる。
個別施設計画の策定	2018年度に下水道法(2015年改正)に基づく事業計画の策定が完了。	下水道施設の改築により、下水道管の老朽化に起因する道路陥没や、処理場の機能停止による未処理下水の放流等を未然に防止する。

(個表) 2 (2) 持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり (ストックの適切な維持管理・有効活用)

(計画のポイント)

既存のインフラの再配置、更新、改修等に当たっては、長寿命化、防災機能の向上、省エネルギー化の推進等のストックの価値向上を図る。また、良質な社会ストックを形成し社会需要の変化に応じて機能を変えながら長期に活用していくための施策や、ZEB*/ZEH*を推進するほか、状態が良好な既存建築物は有効活用を図る。これらストックの適切な維持管理や有効活用により、現在及び将来の住生活の基盤となる良好な住宅の蓄積を目指すとともに、建設廃棄物や建設副産物の減量や住宅の低炭素化を図る。

*ZEB：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、ZEH：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況②)

既存住宅の改修による長寿命化、ZEB/ZEH等の推進

2018年度	【既存住宅の改修による長寿命化】補助金・税制による促進 【ZEB/ZEHの推進】中小工務店等が連携して建築するZEHに対する支援、既存建築物のZEB化に関する調査委託
2018年度・ 2019年度	新築住宅・既存住宅のZEH化・断熱改修に資する設備機器等の導入支援、業務用建築物等におけるZEB化・省CO2改修に資するシステム・設備機器等の導入支援、既存建築物/住宅のZEB/ZEH化も補助対象とした支援事業
2019年度	【既存住宅の改修による長寿命化】補助金・税制による促進 【ZEB/ZEHの推進】中小工務店等が連携して建築するZEHに対する支援、既存住宅のZEH化に関する調査委託

状態が良好な既存建築物の有効活用

【2018年度】地域活性化のための宿泊体験施設や交流施設等の用に供するために行う、空き家となっている既存建築物の改修等に要する費用に対して支援 * 2019年度も支援を実施

(定量的な取組の進捗②)

ZEB・ZEH推進によるCO2排出削減見込量

2018年度採択分	ZEB：174,510 t (ZEB支援：30,315 t、既存建築物の省エネ改修：144,195 t) ZEH：561,797 t (ZEH支援：543,935 t、既存住宅の断熱リフォーム支援：17,862 t)
2019年度採択分	ZEB：125,650 t (ZEB支援：47,951 t、既存建築物の省エネ改修：77,699 t) ZEH：400,655 t (ZEH支援：385,116 t、既存住宅の断熱リフォーム支援：11,549 t) ※ZEH支援によるCO2排出削減見込量は、2019年度に採択を行い2020年度に繰越しとなっている分を含んでいない。

ZEB・ZEH推進によるCO2排出削減見込量 = 各年度採択した補助事業設備の単年度削減量 (t-CO2/年) × 法定耐用年数

(総括①) 持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【コンパクトで身近な自然のある都市空間の実現】

①都市のコンパクト化等

- 立地適正化計画の策定に関し、目標（2024年度・600市町村）に向け、引き続き、コンパクトプラス・ネットワークの取組を推進。
- 都市のコンパクト化と連携した生態系ネットワーク形成の促進については、引き続き施策を推進。

②下水熱

- 下水熱の利用前と比較して**使用エネルギーの削減によるコストカット**が図られ、さらなる市場規模の拡大を進めることで、**地産地消のエネルギーとして地域循環共生圏の創造に貢献**できる。2015年の下水道法改正により民間による下水道管きよからの採熱を可能としたが、**民間企業による利用数が少ない**ことから、引き続き民間利用の促進が図れるよう情報発信をしていくべき。

③その他未利用の再生可能エネルギー利用

- 設備等の導入の支援は、国内に広く応用可能な課題への対応の仕組みを備え、**CO2削減に係る費用対効果の高い取組に関する優良事例を創出**することで、**他の地域への水平展開**につながる。また、再生可能エネルギーは「地域循環共生圏」の構成要素の核となる地域資源であり、その導入支援は、**地域のエネルギー収支を改善し、足腰の強い地域経済の構築に寄与し、災害時のレジリエンスの向上**につながる。今後は、**自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギー（地域での熱利用、FITを活用しない電力利用）の自立的な普及を促進する必要**があり、そのためには、導入に係る費用を低減させていく必要がある。

④公共交通ネットワークの形成

- LRT/BRT等を軸とした公共交通ネットワークの形成は、環境にやさしく健康で質の高い生活への転換（徒歩・自転車移動等による健康寿命の延伸）や安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全、海外における持続可能な社会の構築支援といった**他の重点戦略とも連携した取組**であり、補助を通じた車両等の普及に伴う、技術開発の進展（より低炭素なモビリティの開発等）、コンパクトシティ化やまちづくりの促進、海外展開にも期待できる。今後は、**各地におけるMaaS等の取組状況を踏まえながら、地域にとって持続可能で費用対効果の高い取組**への支援を実施すべき。

⑤水と緑によるうるおいあるまちづくり並びに生物多様性の確保に資する田畑、公園、緑地、水路、砂礫河原等の保全及び創出

- 都市農地貸借法による都市農地の貸借、農業水利施設の長寿命化対策や多面的機能支払交付金を活用した地域の共同活動によって田畑や水路を保全するとともに、都市公園の整備・都市における緑地の保全・雨水貯留浸透施設の整備等により、水と緑のネットワークを形成。今後とも、水と緑によるうるおいあるまちづくり並びに生物多様性の確保にむけ引き続き施策を推進する。

（総括②）持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり

（総括的な進捗状況の評価、課題）

【「小さな拠点」の形成】

- 木質バイオマス利用に関して、「地域内エコシステム」の構築は、**森林資源を活用した地域循環共生圏の創造に資する取組**である。さらに、木質バイオマス利用に向けての小規模な技術開発・改良により、「地域内エコシステム」に適した**イノベーションが生まれることが期待**される。今後は、**各地域の「地域内エコシステム」構築への取組を、他地域で横展開できるようにする取組が必要**。
- 災害に強い脱炭素な地域づくりをすすめていくため防災拠点等における再生可能エネルギー設備等の導入の支援を推進していくことが重要。

【交通網の維持・活用等】

①生活交通ネットワークを確保・維持するための取組

- 2020年5月に成立した「地域公共交通活性化再生法」等の改正法では、地域における移動ニーズに対し、きめ細やかに対応できる立場にある市町村等が中心となって、公共交通サービスの改善を図るとともに、必要に応じて、過疎地などについては、自家用有償旅客運送、スクールバスや福祉車両等の地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応することとしており、こうした取組を進めるよう促すとともに、国として財政面やノウハウ面で支援していく。

②公共交通機関を利用した他地域との交流、公共交通機関の事業者間連携等

- 自家用車から公共交通へのシフトを促すことで、**CO2排出に抑制がかかり、地球温暖化対策、環境負荷の低減**につながる。
- MaaSによる移動の利便性向上は、公共交通の利用の増加等につながり、都市部での交通渋滞の緩和や地方部での生活交通の維持・確保に資するなど、**地域の交通の様々な課題の解決とともに、地域の交流人口の拡大につながる**。さらに、MaaSは、交通サービス分野のデマンドサイド・サプライサイドの両面に大きな変革をもたらすだけでなく、消費行動の変化・拡大やライフスタイルの変化、さらには、これらに対応するまちづくりやインフラ整備など都市や地域のあり方にも影響を与える可能性がある。今後、地域の課題に対応した実証実験の支援等を行い、MaaSの全国普及に積極的に取り組んでいくべき。
- ICTを活用した交通情報の提供に関して、標準的なバス情報フォーマットの普及による経路検索の充実は、移動の利便性の向上をもたらし、**公共交通の利用増加等につながる可能性**がある。引き続き、バス事業者への導入を促進していくべき。

③自転車活用に向けた取組

- 交通における自動車への依存の程度を低減させることで、**交通分野の低炭素化や都市部を中心とした道路交通の円滑化等、良好な都市環境の形成を図っており、また、サイクルツーリズムや健康増進に資するもの**であり、重点戦略の「3. 地域資源を活用した持続可能な地域づくり」、「4. 健康で心豊かな暮らしの実現」に関連する。引き続き、自転車活用推進計画に基づく取組を推進することで、自転車の活用推進を図っていくべき。

（総括③）持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり

（総括的な進捗状況の評価、課題）

【ストックの適切な維持管理・有効活用】

①既存のインフラの再配置・更新・改修等に当たってのストックの価値向上

- 廃棄物処理事業による低炭素化に係る設備の導入費用の一部を補助することにより、廃棄物処理事業の低炭素化を促す。廃棄物処理施設が自立・分散型エネルギー源となることは、**災害が生じた際に必要なエネルギーを迅速に供給することができることにつながることから、国土強靱化にも資する**。また、循環資源、再生可能資源を地域で循環利用し、持続可能な地域づくりを促進し、**地域の活性化に貢献**する。今後は、地域循環共生圏の実現へ貢献することを、補助の要件とするなど、明確化することで、複数の重点戦略の実現に留意しつつ、事業を進めていく。
- 廃棄物処理施設の長寿命化の取組により、**「環境インフラやグリーンインフラ等を活用したレジリエンスの向上」も図ることが可能**である。今後は、人手不足や予算不足を理由に個別施設計画策定を実施できていないことが判明している自治体への取組の推進を行うほか、地域循環共生圏の形成に向けて、中小規模市町村における一般廃棄物処理の在り方を検討していく。
- 単独処理浄化槽は合併処理浄化槽と比べ約8倍の汚濁負荷となり、公共水域汚濁の主要因となっている。現在は原則新設が禁止されているが全国に未だ約381万基が残存しており、改正浄化槽法を踏まえた合併処理浄化槽への早急な転換が必要とされている。
- 改正水道法に基づく施策を推進するとともに、水道事業ビジョンの策定を引き続き推奨していくべき。さらに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく停電対策、土砂災害対策、浸水対策及び耐震化の取組状況を適切に把握した上で推進していくべき。

②既存住宅の改修による長寿命化、ZEB/ZEH等の推進

- 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和元年6月11日閣議決定）で、地域循環共生圏において目指すとされている**カーボンニュートラルで、かつレジリエントで快適な地域と暮らしに貢献**するものであり、また、同戦略では「今世紀後半のできるだけ早期に住宅やオフィス等のストック平均のエネルギー消費量を正味でおおむねゼロ以下（ZEH・ZEH相当）としていく」としている。
- ストックにおけるZEB/ZEH化を推進する方向性を国が示すことで、**民間事業者におけるイノベーションが生まれることが期待**され、また、補助事業を実施することにより、ZEB・ZEH実現に関する優良事例を創出することで普及促進が期待される。
- 今後、エネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略に掲げられた目標を達成するために、ZEB・ZEHの自立的な普及を促進する。さらに、既存住宅の改修による長寿命化については、今後とも補助金・税制により、既存住宅の改修による長寿命化を促進していくべき。

③状態が良好な既存建築物の有効活用

- 今後も引き続き、地方公共団体が行う空き家の活用等の取組に対して支援を行っていく予定である。

(重点分野2) 国土のストックとしての価値の向上

第5次環境基本計画の進捗に係る指標の動向

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
生態系サービスを支える適切な自然資本の維持	森林蓄積量		4,040百万m ³ (2001年度)	5,242百万m ³ (2016年度)	—	—	▲	
	森林計画対象面積		25万ha (2001年度)	25万ha (2016年度)	▶	—	▶	
	農地面積		483万ha (2000年)	440万ha (2019年)	▶	▶	▶	耕地面積(田と畑の合計)
	農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る地域共同活動への延べ参加者数		191万人・団体 (2011年度)	221.7万人・団体 (2016年度)	▲	—	▶	
	藻場・干潟面積		—	19万ha (1997年度)	—	—	—	主要な閉鎖性海域の干潟・藻場面積,最新年の値は藻場面積と干潟面積を足し合わせた値
	防除事業の確認・認定数	外来生物法に基づく防除の確認件数		987 (2012年)	1,015 (2016年度)	—	—	▶
外来生物法に基づく防除の認定件数			110 (2012年)	141 (2016年度)	—	—	▶	累計

(重点分野2) 国土のストックとしての価値の向上

第5次環境基本計画の進捗に係る指標の動向

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
持続可能で魅力あるまちづくり(都市のコンパクト化や持続可能な公共交通ネットワークの形成)	地域公共交通網形成計画の策定数		319 (2017年)	528 (2019年)	➡	—	➡	値は各年8月末時点のもの
	立地適正化計画作成自治体数		1 (2015年度)	261 (2019年度)	➡	—	➡	最新年値は2019年10月11日現在のもの
ストックの適切な維持管理・有効活用による環境負荷削減	ZEH,ZEBの件数	ZEHの件数	2件 (2016年度)	39,939件 (2019年度)	➡	—	➡	建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の認定を受けた建築物のうちZEHの基準を満たしたものの累計
		ZEBの件数	0件 (2014年度)	35件 (2019年度)	➡	—	➡	建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の認定を受けた建築物のうちZEBの基準を満たしたものの累計
持続可能で魅力環境インフラやグリーンインフラ等を活用した強靱性(レジリエンス)の向上	地域気候変動適応計画策定数	気候変動適応法第12条に規定する地域気候変動適応計画を策定した都道府県数	都道府県: 9 (2018年)	都道府県: 16 (2019年)	➡	—	➡	累計,最新年は2019年12月18日時点の値
		気候変動適応法第12条に規定する地域気候変動適応計画を策定した政令指定都市数	政令指定都市: 6 (2018年)	政令指定都市: 8 (2019年)				
	災害廃棄物処理計画策定率	災害廃棄物処理計画策定率(都道府県)		6% (2014年)	98% (2019年度)	➡	—	➡
災害廃棄物処理計画策定率(市町村)			8% (2013年)	51% (2019年度)	➡	—	➡	国土強靱化基本法に基づく国土強靱化基本計画及び循環型社会形成推進基本計画にて目標値を設定している(2025年度に60%)

(重点分野2) 国土のストックとしての価値の向上

総括的な評価

(総括的な進捗状況の評価、課題)

3 地域資源を活用した持続可能な 地域づくり

(個表) 環境で地方を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築

(計画のポイント)

各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的なつながり（森・里・川・海の連関）や経済的つながり（人、資金等））を構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」を創造していくことを目指す。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況①)

環境で地方を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築

【2018年度】

- 地域循環共生圏の創造を目指して、各地域で民間活動団体等が中心になって取り組む活動を支援するため、「持続可能な開発目標（SDGs）を活用した地域の環境課題と社会課題を同時解決するための民間活動支援事業」を実施。環境面、社会面のそれぞれの課題の解決に向けた取組の関係深化、ステークホルダーの拡大、課題解決の加速化等を促進することを目的として実施
- 地域循環共生圏創造につながる施策として、特に資源循環の観点から、シーズの掘起し及び先行事例の紹介等を行う地域でのワークショップ等を開催

【2019年度】

2018年度の取組を踏まえて、地域循環共生圏の創造を促進するため、地域の支援や官民連携プラットフォームの構築などの取組を体系的に実施

①地域循環共生圏創造に向けた人材の発掘

- 持続可能な社会の実現を目指して、環境課題を中心とした地域課題の解決と新たな価値の創造に主体的、継続的に取り組める若手リーダーを育成するために、**若手社会人を対象**とした2泊3日の合宿形式によるSDGsリーダー研修を**全国3カ所**（千葉県、滋賀県、福岡県）で実施。全国から合計67名が受講。東京で2月に開催されたシンポジウムには77名が参加
- 環境・経済・社会の地域課題の同時解決に取り組む等、**持続可能な地域の未来づくりに関心のある地方在住・在勤の若手を対象**として地域循環共生圏の理念やビジョンを共有するための**セミナーを地方7都市で開催**。合計297名が参加。地方会場と東京会場をオンラインで結んで同時開催するなど、今後に向けて多様な開催方法についての実証も行った。

②地域循環共生圏創造に向けた環境整備

- 地域循環共生圏づくりに取り組む**35の活動団体（内4団体に対して事業化に向けた支援チームを派遣）及び脱炭素化の視点から地域循環共生圏に取り組む49団体、計84団体を選定**し、地域の総合的な取組となる構想策定、地域の核となるステークホルダーの組織化を支援
- **2019年度には58もの団体**が、地域循環共生圏に取り組む団体として実践地域等登録制度に登録した。

(個表) 環境で地方を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築

(計画のポイント)

各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的なつながり（森・里・川・海の連関）や経済的つながり（人、資金等））を構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」を創造していくことを目指す。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況②)

環境で地方を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築

③ 地域循環共生圏の事業化に向けた支援

- 地域循環共生圏づくりに資するプロフェッショナル人材や情報の集約、地域の構想を踏まえた事業計画の策定に必要な支援を行う専門家チームの形成・派遣等に取り組み、**地域の課題と企業等のソリューションとのマッチング等の機能を有するプラットフォームを構築**
- 特に資源循環を切り口とした取組に関して、自治体担当者向けの分野別ガイドブックの作成や、シーズ掘起し等を目的とした地域でのワークショップの開催等を実施
- GEOC/EPOネットワークを活用し「持続可能な開発目標（SDGs）を活用した地域の環境課題と社会課題を同時解決するための民間活動支援事業」実施で得られた地域の課題解決のプロセスにおけるポイントや地域の環境整備支援の課題等の取りまとめを実施（課題や実施ポイント等をリーフレットに取りまとめて発行。）し、上記プラットフォームにおいて活用していく。
- 地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に取り組む活動団体の活動を支援することを目的に、従来から地域における協働取組を推進してきたGEOC/EPOネットワークに蓄積された知見を整理し、地域の環境整備支援の課題等の取りまとめ、上記プラットフォームにおいて活用していく。
- 地域循環共生圏構築に向けて、地域の防災拠点等における自立・分散型エネルギー設備の導入支援、地域新電力の立ち上げ支援等を行った。

(定量的な取組の進捗)

地域循環共生圏の鍵となる地域の再生エネルギーの活用を促進

地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

【2018・2019年度】 212件 （2018年度は予算を全額繰り越して2019年度事業と一体的に実施したため、2か年で合算した数字を記載）

地域脱炭素化推進事業体設置モデル事業

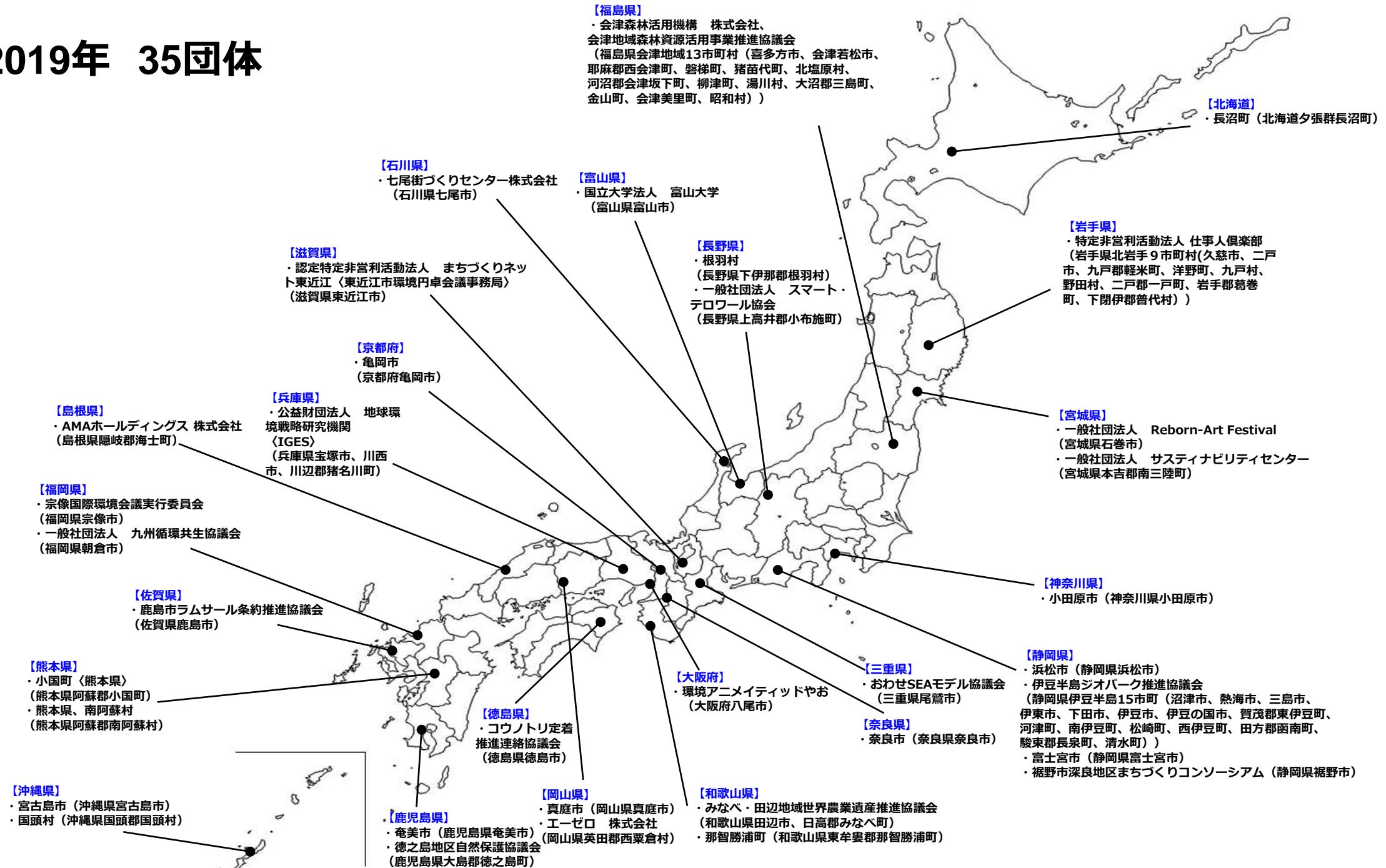
【2018年度】 5件 【2019年度】 6件

環境で地方を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築

(定量的な取組の進捗) 地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた

地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の選定団体

2019年 35団体

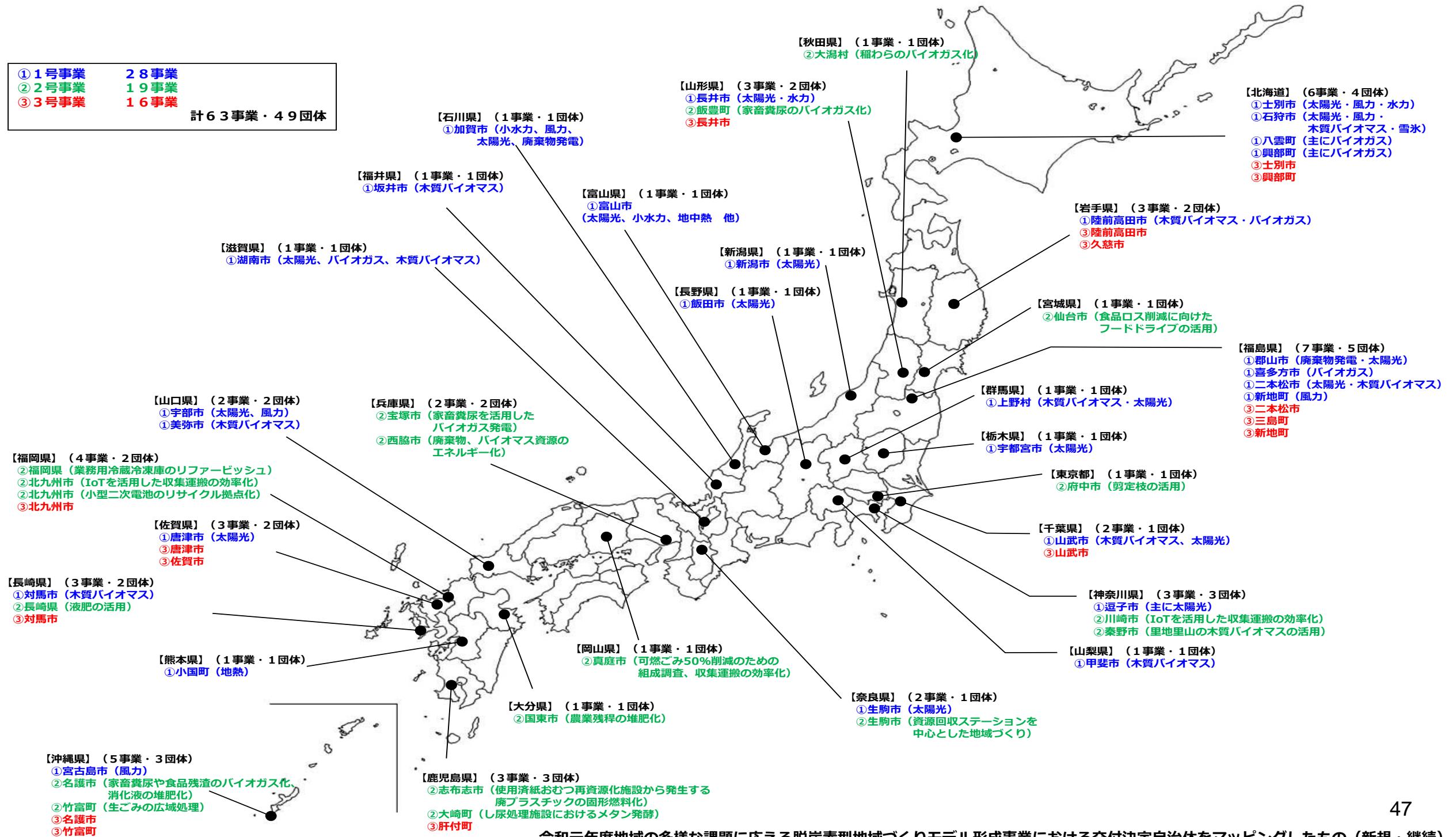


環境で地方を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築

地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業（2019）

（定量的な取組の進捗）

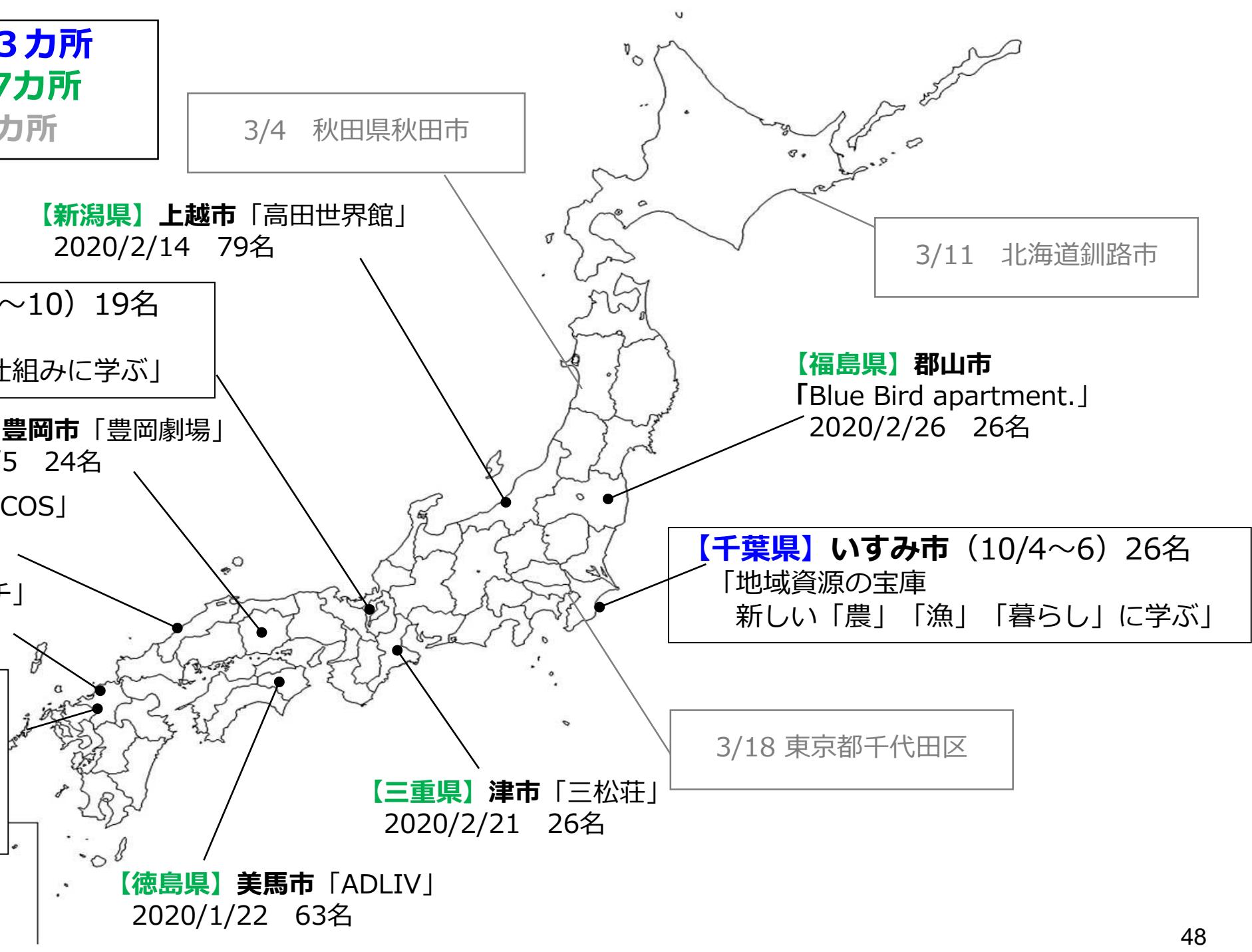
① 1号事業	28事業
② 2号事業	19事業
③ 3号事業	16事業
計63事業・49団体	



環境で地方を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築

(定量的な取組の進捗) **SDGsリーダー研修及びSDGsローカルツアー開催地**

- ①SDGsリーダー研修 **3カ所**
 - ②SDGsローカルツアー **7カ所**
- 感染症拡大防止のため中止3カ所



(総括①) 環境で地方を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築

(総括的な進捗状況の評価、課題)

- 地域循環共生圏の創造に係る取組として各地域において、地域循環共生圏のビジョンづくり及び具体化するための事業化等の取り組みが始まりつつある。
- 地域資源を活用した自立分散型の地域づくりの構想策定を支援することで、環境に配慮した農作物の生産、資源の有効活用、再生可能エネルギーの導入等が一体的に進み、**脱炭素・資源循環・自然共生の統合が期待**される。また、地域資源の活用により、地域経済循環の改善、エネルギー収支の改善、防災・減災といったレジリエンスの向上、新規雇用の創出及び交流人口の増加等につながり、**経済面、社会面での効果も期待**される。さらに、プラットフォームを通じて課題を持つ地域とソリューションを提供できる企業等がつながることで、**課題解決やビジネスの種を生み出すオープンイノベーションの創発が期待**される。
- 地域循環共生圏の創造を一層推進していくため、今後は、地域循環共生圏づくりに関する先行事例を詳細に分析・評価し、その結果を他の地域・自治体に対してフィードバックすることにより、取組の充実を促していくとともに、地域における事業立ち上げ・継続のための資金調達の仕組み等を検討し、**ローカルSDGs（地域循環共生圏）ビジネスの創出による持続可能な地域づくりを支援**してくべき。

(個表) 3 (3) 都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり (森・里・川・海をつなぎ、支える取組)

(計画のポイント)

森・里・川・海の保全再生と、そこから生み出される恵みの持続可能な利用を通じ、都市と農山漁村の自然的つながり（自然の恵み）と経済的つながり（資金・人材等）を構築する。具体的には、森・里・川・海の地域資源（食・材料・エネルギーなど）の持続的な活用（環境配慮型商品の開発、ブランド化、観光の推進など）により、生物多様性の保全と地域経済活性化の好循環を追求する。更に低炭素・資源循環・自然共生の統合を目指す。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

森里川海の実証事業

【2018年度】全国10箇所で「多様な主体によるプラットフォームづくり」「自立のための経済的仕組みづくり」「人材育成」を中心に森里川海の実証事業を実施。全国シンポジウムを開催。「地域循環共生圏の手引き」のとりまとめ・公表

【2019年度】実証地域のフォローアップ調査を実施。フォローアップを踏まえ事例等追加し「地域循環共生圏の手引き」を更新

その他普及啓発活動

【2018年度】読書感想文コンクール、ふるさと絵本づくりから自然環境を見直す普及啓発活動を実施。アンバサダーと連携した情報発信、各種イベントを通じて森里川海の恵みなどを伝えるPR活動を実施

【2019年度】読本「森里川海大好き」を全国約2万校の学校図書館に寄贈し、読書感想文コンクールや自然体験型プログラムを実施

農泊推進

2020年4月までに、農泊地域として全国で累計535地域を採択し、地域の資源を活かした観光コンテンツの開発等の取組を推進

「森林サービス産業」の創出・推進、国有林の観光利用の推進

「森林サービス産業」検討委員会を設置し、「森林サービス産業」の創出・推進に向けて、エビデンスの取得・蓄積・発信、情報共有・地域の推進体制などについてモデル手法の検討を行い、報告書を取りまとめ。また、地域の観光資源として活用が期待される「日本美しい森お薦め国有林」を対象に、環境整備・情報発信を重点的に実施

(定量的な取組の進捗)

グリーンツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数

2015年度：1,099万人 → 2018年度：1,212万人

(個表) 3 (3) 都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり (都市と農山漁村の共生・対流)

(計画のポイント)

農林水産業や観光業等、各地域の資源を活用し、多様な分野と連携して交流人口の増加を図る。また、都市と農山漁村の相互貢献による共生を目指す。具体的には、エコツーリズム等の取組推進による滞在型観光の推進、交流人口を二地域居住、移住・定住へと発展させるための取組推進、古民家等の再活用・再整備の推進、地方へのサテライトキャンパス設置等の促進、大学生が地方圏と東京圏を相互に対流・交流する取組などを行う。さらに老朽施設の適切な処分も含めた地域環境再生と、建設副産物等の減量・再生利用促進も図る。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況①)

エコツアー等への支援

【2018年度・2019年度】エコツーリズムに取り組む地域協議会に対する経費の支援（推進体制の強化、資源調査、ルールづくり、人材育成、自然資源活用ツアープログラムの開発等）。旅行業界主催のエコツーリズムセミナー共催や旅行博の出展支援（エコツーリズム推進全体構想の認定を受けた協議会等が対象）。外国人旅行者誘客を目的とした地域資源活用エコツアー等の充実や情報発信等の取組への補助を実施

その他

【2018年度・2019年度】欧米観光客を中心とした市場調査の実施、日本国内のエコツーリズムに関する取組や事業者の情報発信等

農泊推進・漁村との交流推進等

- 2020年4月までに、農泊地域として全国で累計535地域を採択し、地域の資源を活かした観光コンテンツの開発等の取組を推進
- 「子ども農山漁村交流プロジェクト」として子供たちを受け入れる地域側の体制整備を支援（2018年度末時点全国228地域で受入れ）
- 情報発信等により都市住民等の漁村訪問や漁村の人々との交流促進（「漁港漁場整備長期計画」とも関連）

交流人口を二地域居住、移住・定住へと発展させるための取組

- 広域地方計画協議会において選定された13の広域連携プロジェクトについて、先行的な事例形成を支援する施策を実施
- 都心から概ね1時間圏内の「関東大環状軸」エリアにおいて二地域居住を推進する取組みを実施、先行的な事例形成支援の一環として、2019年3月に二地域居住・移住シンポジウムを茨城県水戸市で開催
- 2019年11・12月に、首都圏の地方公共団体等を対象に、地方との新しい関わり方を考える二地域居住・移住セミナーを実施。2020年2月には、当該セミナーの参加者を対象として、都心に住む若い世代(20～40代)とのマッチングイベントを実施

(個表) 3 (3) 都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり (都市と農山漁村の共生・対流)

(計画のポイント)

農林水産業や観光業等、各地域の資源を活用し、多様な分野と連携して交流人口の増加を図る。また、都市と農山漁村の相互貢献による共生を目指す。具体的には、エコツーリズム等の取組推進による滞在型観光の推進、交流人口を二地域居住、移住・定住へと発展させるための取組推進、古民家等の再活用・再整備の推進、地方へのサテライトキャンパス設置等の促進、大学生が地方圏と東京圏を相互に対流・交流する取組などを行う。さらに老朽施設の適切な処分も含めた地域環境再生と、建設副産物等の減量・再生利用促進も図る。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況②)

地方の古民家等の再活用・再整備の推進

【2018年度】地域活性化のための移住体験施設や観光交流施設等の用に供するための空き家の改修等に要する費用を支援。
* 2019年度も支援を実施

学生が地方圏と東京圏を相互に対流・交流する取組等

- 2018年度から開始した「地方と東京圏の大学生対流促進事業」は、6組の大学が採択され、地域間の大学におけるプログラムへの参加学生数は592名（予定者数：192名）。2019年度は8組の大学が採択され、参加学生数は1,196名（予定者数：460名）
- 2018年度は地方へのサテライトキャンパス設置を推進するための調査を実施し、2019年度は地方公共団体と大学等との連携促進のための双方が共有できるポータルサイトを構築

老朽施設の適切な処分も含めた地域環境再生

【2018年度】周辺的生活環境に悪影響を及ぼす特定空家等の除却等に要する費用に対して支援。* 2019年度も支援を実施

建設副産物等の減量・再生利用促進

【2018年度】建設副産物のリサイクルや適正処理を推進することを目的として策定した「建設リサイクル推進計画2014」に基づき、再生資材の利用促進に係る施策を実施
【2019年度】建設リサイクル推進施策検討小委員会を開催し、次期建設リサイクル推進計画策定に向けた施策の検討を実施

(個表) 3 (3) 都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり (都市と農山漁村の共生・対流)

(計画のポイント)

農林水産業や観光業等、各地域の資源を活用し、多様な分野と連携して交流人口の増加を図る。また、都市と農山漁村の相互貢献による共生を目指す。具体的には、エコツーリズム等の取組推進による滞在型観光の推進、交流人口を二地域居住、移住・定住へと発展させるための取組推進、古民家等の再活用・再整備の推進、地方へのサテライトキャンパス設置等の促進、大学生が地方圏と東京圏を相互に対流・交流する取組などを行う。さらに老朽施設の適切な処分も含めた地域環境再生と、建設副産物等の減量・再生利用促進も図る。

(定量的な取組の進捗)

エコツーリズム推進法に基づく全体構想

- エコツーリズム推進法に基づく全体構想は、2018年度は3件の認定、2019年度は2件の認定を行い、認定地域数は17地域（2019年度末現在）となり、着実に認定数を積み上げている。
- その他以下の取組実績あり。

エコツーリズム地域活性化支援事業交付金	10件（2019年度）
グリーンツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数	1,212万人（2018年度）
訪日外国人旅行者数	3,188万人（2019年度）
訪日外国人旅行消費額	4.8兆円（2019年度）
都市漁村交流人口	約22万人増加（2017年度末時点） 「漁港漁場整備長期計画」（平成29年3月閣議決定）において、令和3年度末までに「漁村の活性化により都市漁村交流人口を、おおむね100万人増加させる」こととしている
エコツーリズムに取り組む事業者によるネットワーク組織（協議会）	9の事業者が加盟（2019年度末）

(個表) 3 (3) 都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり (人づくりによる地域づくり)

(計画のポイント)

地域資源を発掘し、活用するための核となる、環境・経済・社会の関係性を理解し、専門家をつなぐ人材を育成していくことは地域が自立、持続を目指すために必要不可欠である。ESDの考え方をベースに、多様なステークホルダーとの連携を図りながら持続可能な地域づくりを担う「人づくり」を行い、パートナーシップの深化、他地域との交流等を進める人材の育成を行う。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

ESDの考え方をベースとした「人づくり」、パートナーシップの深化、他地域との交流等を進める人材の育成

文部科学省	【2019年度】持続可能な地域づくりを担う次世代を育てるカリキュラム等の開発実践、教師教育の推進、教育効果評価・普及事業を行う取組を支援
環境省	ESD推進のための全国的なネットワークの整備、ESDの世代・地域間連携の推進、文部科学省と連携した学校の教職員等に対する研修の実施

(定量的な取組の進捗)

ユネスコスクールの活動状況 (文部科学省)

- ユネスコスクール加盟校数は1,120校 (2019年11月現在) と世界最多。
- 加盟校の81%がユネスコスクールの活動として「環境」分野を重視しており、第1位 (2017年度「ユネスコスクール年次活動調査」)

地域ESD活動推進拠点数等 (環境省)

地域ESD活動推進拠点数：98拠点 (2019年度)
ESD活動支援センターに対する相談件数：852件 (2019年度)
全国ユース環境活動発表大会への応募団体：161団体 (2019年度)
環境教育の実践者を育成する研修における教職員等の参加者数：795名 (2019年度)

(個表) 3 (3) 都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり (地域における環境金融の拡大)

(計画のポイント)

民間資金が十分に供給されていない、地域で行われる低炭素化プロジェクトに対し、地域の自治体や金融機関等と連携しながらその事業化や資金調達を促進していくことにより、地域の経済・社会的課題と地域環境問題の同時解決につなげる。

また、地域の中で資金を循環させる流れを作り出す上で大きな役割を担う地域の金融機関等における環境金融に係る理解を促進し、地域における環境金融の裾野を全国に広げる。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

地域の低炭素化プロジェクトに対する、地域の自治体や金融機関等と連携した事業化・資金調達促進

【2018年度】(A) 地方公共団体と地域金融機関との合同研修会の開催 (B) 相談窓口の設置・個別研修 (C) AとBの成果を踏まえた金融機関向け再生可能エネルギー事業性評価の手引きの整備 (各電源種ごと) 等実施

地域の金融機関等における環境金融に係る理解の促進

【2018年度】「事例から学ぶESG地域金融のあり方」の取りまとめ

【2019年度】ESG地域金融に関する導入セミナーの全国展開、ESGを考慮した事業性評価のプロセス構築支援、ESG金融リテラシーの向上に向けた専門家育成カリキュラムの構築を実施

(定量的な取組の進捗)

合同研修・個別研修・セミナー等の開催

- 環境金融に係る理解促進等について、各種研修会やセミナー等を開催しました。

地域の低炭素化プロジェクトに対する、地域の自治体や金融機関等と連携した事業化・資金調達促進

合同研修会	【2018年度】全国 3 箇所・合計 6 回	【2019年度】全国 2 箇所程度
個別研修	【2018年度】地域金融機関 2 機関・合計 3 回	【2019年度】地域金融機関 5 機関程度

地域の金融機関等における環境金融に係る理解の促進

事例から学ぶESG地域金融のあり方」セミナー	【2019年度】6 か所
ESGを考慮した事業性評価のプロセス構築支援	【2019年度】9 機関

(総括①) 都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【森・里・川・海をつなぎ、支える取組】

① 森里川海の実証事業

- 地方での活動や暮らしに魅力を感じる層も生じ、二地域生活・二地域居住等の促進も可能と考えられる。また、森・里・川・海の地域資源（食・材料・エネルギーなど）の持続的な活用を図ることは、2. 国土のストックとしての価値の向上（1）自然との共生を軸とした国土の多様性の維持など貢献が見込まれる。さらに、「地域循環共生圏の手引き」を活用することで、地域循環共生圏の創造への貢献が見込まれる。
- 地域循環共生圏の創造に向けた今後の展開としては、森・里・川・海をつなぎ、支える普及啓発活動を実施予定である。

② 農泊の推進

- 農泊を推進することで、インバウンドを含む交流人口が増加し、広域的なネットワークが形成されると見込まれる。また、このことが地域の雇用創出と所得向上につながり、持続可能な農山漁村地域を実現、ひいては国民に対する食の安定供給につながることを期待される。
- 一方、「農泊らしい」宿泊、食事、体験の提供が不足していることから、これらをセットで楽しんでもらう仕組みづくりが課題となっており、今後は①コンテンツの質の向上・量の拡大、②利用者の利便性の向上、③農泊推進体制の強化、といった取組を進める方針である。

③ 「森林サービス産業」の創出・推進、国有林の観光利用の推進

- 人生100年時代のライフステージの様々な場面において、森林と人々との新たな関わり方が創造される。「森林サービス産業」は、山村地域が主体となり持続可能な取組となることを目標としており、地域資源を持続可能な形で活用する「地域循環共生圏の創造」にも貢献するものである。
- ①森林の健康や癒やしに対する効果（エビデンス）の取得・共有・蓄積、②人材や体制の確保、③都市の山村とのつながり、などが課題であり、モデル事業を通じて課題解決方法の検討を行う。また、国有林においては、引き続き「日本美しい森お薦め国有林」において、外国人旅行者を含む多くの利用者が山村地域を訪れ、地域振興が図られるよう、標識類等の多言語化やウェブサイト等による情報発信の強化などに取り組む。

(総括②) 都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【都市と農山漁村の共生・対流】

- エコツーリズムは自然環境の保全、環境教育の場としての活用とともに、観光振興、地域振興も基本理念としており、**エコツーリズムの普及、推進が経済的、社会的効果をもたらしている。**
- エコツーリズムの取組を推進することを通じて、地域の自然観光資源に対する知識と理解の深化、その保全に対して、観光客、地域住民含め地域社会全体が認識しなおすことで**ライフスタイルの変化がもたらされることが期待される。**また、エコツーリズムが農山漁村において仕事の選択肢の一つとなることにより**農山漁村への移住、定住の促進につながることを期待される。**さらに、地域の自然観光資源を活用して観光振興、地域振興を図り、都市と農山漁村の交流を促進することは、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支えあう地域循環共生圏の考え方とも一致し、**地域循環共生圏の創造にも貢献する。**
- 今後は、地域循環共生圏の創造に向け、エコツーリズムの推進を通して都市からの資金や人材がエコツーリズムを推進する地域に提供されるよう、エコツーリズムに取り組む**協議会に引き続き支援**を行う。
- (グリーンツーリズムについては前頁に記載)
- インバウンドを含めて漁村への来訪者が増加することにより、漁村の活性化が図られ、自然環境の保全や保健休養・交流・教育の場の提供など、**漁村の持つ多面的な機能が将来にわたって発揮されることが期待**されるとともに、重点戦略「4」における「自然体験活動、農山漁村体験等の推進」に資する取組である。
- 今後は、直販所、漁業体験施設等の整備、漁村における観光メニューの充実や漁村の魅力の発信を促進し、引き続き、**ブルーツーリズム等の観光の取組を推進**していく予定である。
- このように、今後は、引き続き広域周遊促進のための観光地域支援事業においてエコツーリズム・グリーンツーリズム・ブルーツーリズム等や滞在型観光を推進するための取組に対して支援を行っていく予定である。
- 地方の古民家等の再活用・再整備の推進・老朽施設の適切な処分も含めた地域環境再生については、引き続き、地方公共団体が行う空き家の活用や除却等の取組に対して支援を行っていく予定。
- 建設副産物等の減量・再生利用促進については、建設リサイクル推進施策検討小委員会を開催し、次期建設リサイクル推進計画を策定予定。

(総括③) 都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【人づくりによる地域づくり】

- ESDに取り組むことは持続可能な**社会の担い手づくりを通じて、SDGsの17全ての目標の実現に貢献**するものであり、④健康で心豊かな暮らしの実現「**持続可能なライフスタイルと消費の転換**」との関連で、ESD等を通じてこうした意識を喚起し、地域の活性化や雇用等を含む、人や社会、環境に配慮した消費行動等、**持続可能なライフスタイルへの理解を促進することが期待**される。さらに、同「自然体験活動、農山漁村体験等の推進」との関連で、環境教育等促進法に基づく基本方針（平成30年6月閣議決定）において、体験活動の促進が重要であるとしていることを踏まえ、体験活動の機会や場の充実に資する優良事例の収集・周知を行うほか、環境教育等促進法に規定する体験の機会の場認定制度の積極的な活用を図るという点で連携している。
- 今後は、ESDのさらなる普及の推進及びリーダー研修開催等による社会人を対象とした「人づくり」を推進していくべき。

【地域における環境金融の拡大】

- ESG地域金融を通じて、地域のESG課題の掘り起こし、グリーンプロジェクト等の将来性・利益性の掘り起こし、組成等を推進することで、**地域の特性をいかしたイノベーションにつながる**とともに、**地域循環共生圏の創出に資する**。
- 今後は、地方公共団体及び地域金融機関の実務担当者における脱炭素化プロジェクトの組成に向けた、**「地域における再生可能エネルギー事業の事業性評価等に関する手引き」**等を活用した知見の集積を行うとともに、**ESGを考慮した事業性評価のプロセス構築支援の成果を取りまとめ、横展開を図る**。

(重点分野3) 地域資源を活用した持続可能な地域づくり

第5次環境基本計画の進捗に係る指標の動向

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
地域資源等を 持続可能な形 で最大限活用	再生可能エネルギー導入量	一次エネルギー 国内供給のうち、 再生可能エネルギー等 (水力除く)	0.69 千PJ (2000年度)	1.52 千PJ (2017年度)	➡	—	➡	
	国立公園利用者数・国立公園 訪日外国人利用者数	国立公園利用者数	36,636万人 (2000年)	36,747万人 (2017年)	➡	➡	➡	数値としては増えているが、基準年から最新年までの期間で1割に満たないため、長期的な傾向は横ばいとなっている。
		国立公園訪日外国人利用者数	4,902千人 (2015年)	6,940千人 (2018年)	➡	—	➡	
	エコツーリズム推進法に基づく全体構想認定数		1 (2009年度)	17 (2019年度)	➡	➡	➡	累計

(重点分野3) 地域資源を活用した持続可能な地域づくり

第5次環境基本計画の進捗に係る指標の動向

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
地域の活力を維持(交流・人づくり等)	都市と農山漁村の交流人口		925万人 (2013年度)	1,212万人 (2018年度)	➡	—	➡	
	就業者当たりの県内総生産(都道府県別)		—	42団体 (2015年度)	➡	—	—	最新年の値は、前年から就業者当たりの県内総生産が増加した団体数
	地域循環共生圏形成に取り組む団体数		—	50団体 (2019年度)	➡	—	—	再掲 ①～③の総和から重複を除いたもの(①平成31年度地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の選定数②地域循環共生圏実践地域等登録制度登録数③平成31年度地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業採択団体数)
	地域別完全失業率		—	20 (2019年度)	➡	—	—	最新年の値は、前年から地域別失業率が減少した団体数

(重点分野3) 地域資源を活用した持続可能な地域づくり

総括的な評価

(総括的な進捗状況の評価、課題)

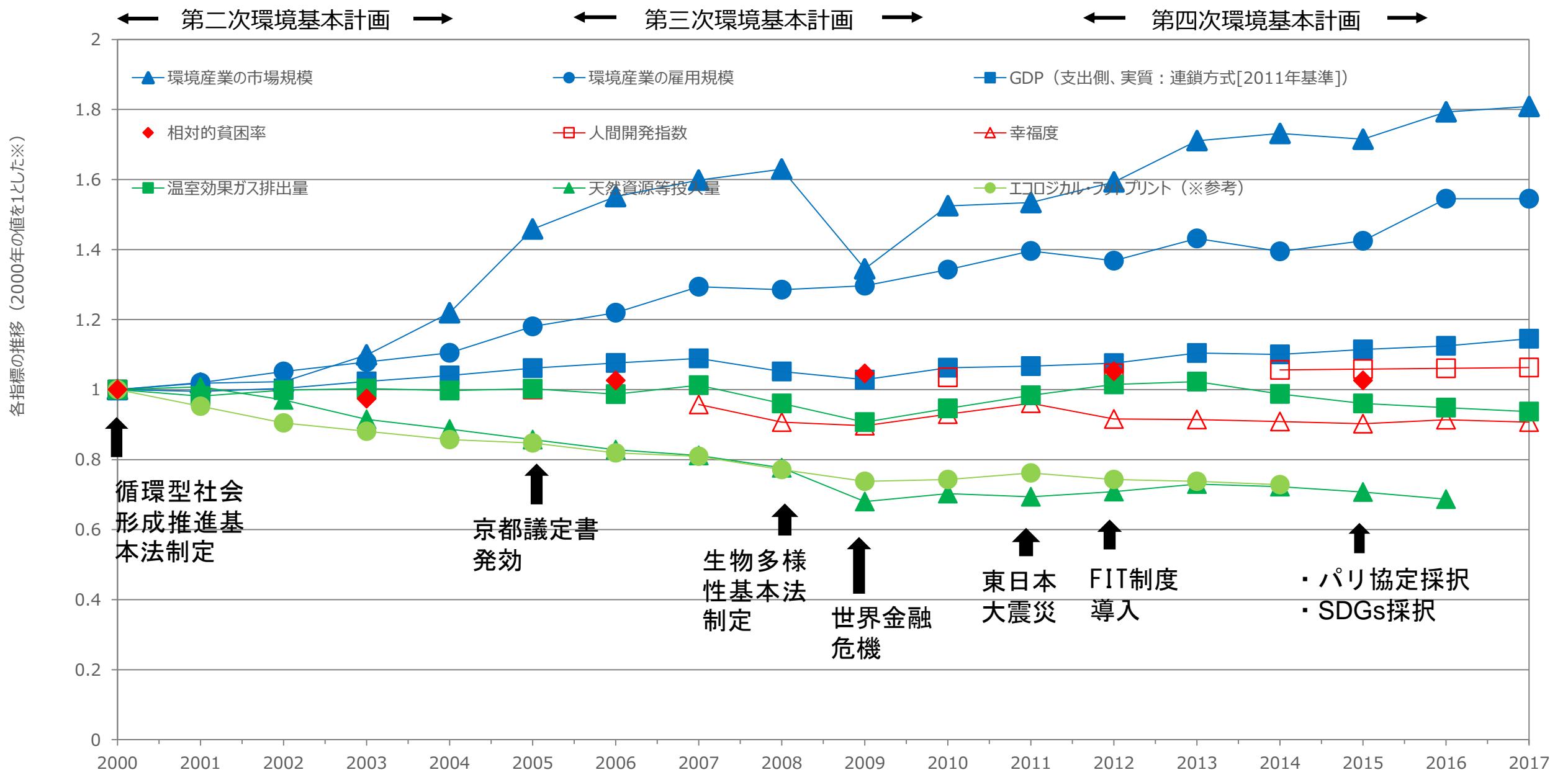
4 健康で心豊かな暮らしの実現

重点戦略を支える環境政策の進捗 (第1回点検分野)

環境・経済・社会の統合的向上

第5次環境基本計画の基本的方向性である「環境・経済・社会の統合的向上」の定量的状況について、指標を用いて以下紹介する。

(環境基本計画の進捗状況に係る指標) 環境・経済・社会の統合的向上



出典：
 GDP (支出側、実質：連鎖方式[2011年基準])：内閣府「国民経済計算(GDP統計) 2011年基準 連鎖方式」
 環境産業の市場規模・雇用規模：環境省「環境産業の市場規模・雇用規模等の推計結果の概要について」
 温室効果ガス排出量：国立環境研究所「日本の温室効果ガス排出量データ (1990～2017年度) 確報値」
 天然資源等投入量：環境省「我が国の物質フロー」(各年度)
 相対的貧困率：厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査の概況 (2017.6)」
 人間開発指数：国連開発計画 (United Nation Development Programme : UNDP) 「Human Development Indices and Indicators 2018 Statistical Update」
 幸福度：国連Sustainable Development Solutions Network (SDSN)「World Happiness Report 2019」より作成
 エコジカル・フットプリント (参考)：グローバルフットプリントネットワーク, GFA2018より作成

年度

(※) 2000年のデータがないものは、2000年以降データのある始めの年を基準とした。
 (※) エコジカル・フットプリントは生態系に対する需要量を表す指標であり、人間による生態系サービスに対する依存状況を評価することができるが、生態系サービスを直接的に評価することは難しいことから参考扱いとする。なお、エコジカル・フットプリントは二酸化炭素吸収地の占める割合が高いことから、エコジカル・フットプリント全体からカーボンに関するフットプリントを除いた値を利用する。

(環境基本計画の進捗状況に係る指標)

地域循環共生圏の実現に関する指標

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
取組の広がり・パートナーシップ	地域循環共生圏形成に取り組む団体		—	50団体 (2019年度)	▲	—	—	①～③の総和から重複を除いたもの (①平成31年度地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の選定数②地域循環共生圏実践地域等登録制度登録数③平成31年度地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業採択団体数)
取組の広がり	2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明をした自治体数	2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明をした自治体数	—	103団体 (2020年)	▲	—	—	最新年値は、2020年7月27日時点の値
	2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明をした自治体数及び総人口	2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明をした自治体の総人口	—	6,465万人 (2020年)	▲	—	—	最新年値は、2020年7月27日時点の値
地域資源の活用状況	都道府県別の食料自給率		—	12団体 (2017年度)	—	—	—	最新年の値は、前年度から食料自給率が伸びた団体数 2017年度は概算
	都道府県別の出口側の循環利用率		—	17団体 (2017年度)	—	—	—	最新年の値は、前年度から出口側の循環利用率が伸びた団体数
	都道府県別の新エネルギー発電割合		—	35団体 (2017年)	—	—	—	最新年の値は、前年から新エネルギー発電割合が増加した団体数 新エネルギー発電割合 = 新エネルギー発電量 / 全てのエネルギー発電量 新エネルギー発電の対象は電気事業者の発電である
	(参考) 都道府県別再生可能エネルギー自給率		—	47団体 (2017年度)	—	—	—	最新年の値は、前年度から再生可能エネルギー自給率が伸びた団体数 推計値 (その区域での再生可能エネルギー供給量 / その区域の民生・農林水産業用エネルギー需要量)

総括的な評価

(総括的な進捗状況の評価、課題)

中央環境審議会での審議経過
